

安
心

- 1 子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～
- 2 高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくり
- 3 障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進
- 4 医療の充実と健康づくりの推進
- 5 恵まれた環境の未来への継承 ～ごみゼロおおいた作戦の推進～
- 6 安全・安心な暮らしの確立
- 7 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進
- 8 地域の底力の向上 ～助け合い、支え合いによる豊かな地域生活の実現～
- 9 危機管理の強化

(1) 次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

所管部局：福祉保健部

基本計画編

現状と課題

- 本県の合計特殊出生率[※]は平成20年から3年連続で1.5台を維持していますが、引き続き全国と同様に低下傾向にあります。これまで少子化の主な原因とされていた晩婚化・未婚化に加え、近年では夫婦の持つ子ども数の減少（夫婦の出生力の低下）もみられ、現状のままでは少子化は一層進行すると予想されます。
- 核家族化や都市化の進行により地域の繋がりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している中で、子育ての孤立感・不安感が増大しています。また、女性の就業率が上昇するなど、働き方の多様化が進んでいます。さらには、所得の伸び悩みなどにより、子育てに対する経済的負担感も強まっています。
- 男性の家事・育児参加は、母親の育児不安を和らげ、特に夫婦の第2子以降の出産に影響すると示唆されていますが、本県の男性は家事・育児にかける時間や割合が最も低いという調査結果があります。
- このため、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を身近な地域や職場など社会全体で支援することが求められています。

これからの基本方向

- 子どもの視点に立って、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めます。
- 家庭は子どもを養育する基本の場であり、子育て家庭が喜びや充実感を持って子育てできるよう、親への支援や地域における子育て支援のさらなる充実を図ります。
- 子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための県民意識の醸成を図ります。
- 母親の育児不安を和らげ、子どもの育ちにより影響を与える男性の子育て参画を推進するとともに、働きながら健やかに子どもを生み育てやすい雇用環境の整備を図り、仕事と子育ての両立を進めます。

主な取り組み

1 地域における子育ての支援

- 子育て中の親とその子どもが身近で気軽に交流や育児相談などができる地域子育て支援拠点[※]の設置促進、家庭などに出向き支援を行うなどの機能の充実

策定委員会から一言

子どもの視点に立った子育て支援の取り組みが必要です。



- 365日24時間に対応する「いつでも子育てほっとライン[※]」の相談体制の強化
- 急病や急な残業、リフレッシュなどに対応するため、ファミリー・サポート・センター[※]や一時預かりなどのサービス実施の促進
- 保育所での延長保育・休日保育や幼稚園での預かり保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充と保育料の軽減
- 病気のため、保育所などでの保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育の実施の促進
- 小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援の実施を行う認定こども園[※]の普及促進
- 昼間、保護者が家庭にいない小学校低学年児童などを受け入れる放課後児童クラブの設置促進及びニーズに応じた開所時間の確保などのサービスの向上
- 地域における子育て支援者及び保育サービスに携わる人材の確保・養成と質の向上
- NPO[※]やボランティア、関係団体などとの連携・協働の推進
- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実



地域子育て支援拠点での親子の交流
「ベビーマッサージ」

策定委員会から一言

全ての子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境整備が必要です。



2 子育ても仕事もしやすい環境づくり

- 働き方の見直しや職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランス[※]の実現に向けた取り組みが社会全体に広がるような機運の醸成
- 男性が育児参加しやすい環境づくりや意識啓発による男性の子育て参画の推進
- 女性が働き続けること及び出産、子育てなどの理由で一旦離職し、再就職を希望する女性が就労するための支援
- 子育て世帯の住宅改修への支援



「男から父親へ。
あなたの『育児宣言』
を応援します。」

パパの子育て応援シンボルマーク・キャッチフレーズ

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-------------------------|-----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 合計特殊出生率全国順位 | 位 | 16 | H16 | 14 | 10 | 5 |
| 地域子育て支援拠点数 | か所 | 59 | H22 | — | 59 | 71 |
| ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数 | 市町村 | 10 | H22 | — | 10 | 18 |
| 一時預かり実施保育所数 | か所 | 86 | H16 | 123 | 123 | 135 |
| 延長保育実施保育所数 | か所 | 131 | H16 | 184 | 181 | 200 |
| 病児・病後児保育実施施設数 | か所 | 13 | H22 | — | 13 | 22 |
| 放課後児童クラブ数 | クラブ | 165 | H16 | 220 | 254 | 287 |
| 育児休業制度規定企業の割合 | % | 68.7 | H16 | 75 | 74.3 | 80 |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 | 社 | 5 | H22 | — | 5 | 20 |

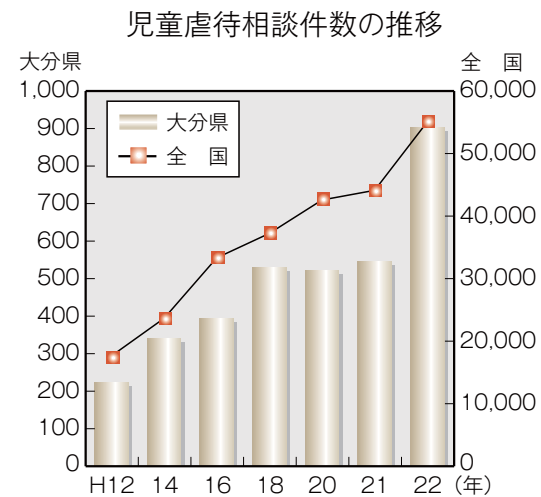
(2) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

所管部局：福祉保健部

基本計画編

現状と課題

- 県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年度の225件から平成21年度には546件と倍増しており、また、平成22年度は児童虐待に対する県民の関心の高まりや相談体制の充実により、905件と前年度の約1.7倍に増加しています。
- 児童虐待に加え、親の病気や離婚などを背景に、保護者による適切な養育が期待できず、その結果、社会的な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。
- 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭では、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- 子どもに障がいや疑われても親がそのことを受け入れられなかったり、発達障がいなど気づかれにくい障がいの場合、専門的な機関につながらず、学校にうまく適応できないなどの問題が生じる場合があります。



いつでも子育てほっとライン®の相談風景

これからの基本方向

- 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで関係機関と連携して切れ目のない総合的で柔軟性のある支援を強化します。
- さまざまな事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らせる環境を提供し、将来の自立を支援します。
- 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭のそれぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開します。
- 障がいのある子を地域で健やかに育てていけるよう、医療、保健、福祉、教育などの各機関が連携し、早期療育、就学へ円滑につなげるため、障がいのある子どもと家庭へのきめ細かな支援を推進します。

主な取り組み

1 子育ての悩みや不安の解消など、虐待の予防体制の強化

- 子育ての悩みや不安解消のため、子育てに関するあらゆる相談体制（いつでも子育てほっとライン）の充実
- 地域子育て支援拠点®における交流や育児相談、子育て家庭に出向き相談などに応じるきめ細かな支援の充実
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進など、妊娠中からの切れ目のない母子保健活動の充実
- 障がい児を持つ親の会の療育活動や相談活動の推進、親子の絆の形成支援

策定委員会から一言

保育所や学校など子どもに直接関わる機関の人たちが子どもを守るという意識を持つことが必要です。



2 児童虐待に対する取り組みの強化

- 児童虐待の未然防止などのため、専門的な相談体制の充実
- 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のため、支援が必要な子育て家庭の見守り体制の強化
- 市町村要保護児童対策地域協議会の活性化の促進

3 社会的な養護の場の充実

- 子どもへのきめ細かな支援が可能となるよう児童養護施設のケア形態の小規模化の促進
- 家庭的雰囲気の中で養育できるよう里親制度の普及、ファミリーホーム®の設置促進
- 親からの支援が受けられない児童養護施設を退所する児童などの自立支援の強化
- 児童自立支援施設に入所する子どもの教育環境の充実に向けた、学校教育の導入
- 情緒面から生活に支障をきたしている子どもを支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置促進

4 ひとり親家庭への支援

- 子育てや生活、就業などに関する相談事業の充実
- 保育所などの子育てサービスの優先的利用促進、家庭生活支援員の派遣などによる子育て・生活支援の充実
- 母子家庭等就業・自立支援センターや関係機関と連携した就業支援サービスの提供、資格取得などの能力開発への支援
- 弁護士による無料法律相談などを活用した養育費確保対策の充実
- 児童扶養手当や母子寡婦福祉資金、医療費助成など経済的支援の充実

策定委員会から一言

一人ひとりのニーズに応じて柔軟性のある支援が必要です。



5 障がい児への早期支援の取り組みの強化

- 乳幼児健診や障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- 健診などで把握された障がいの情報を円滑に学校などへつなぐ仕組みづくり
- 障がい児を持つ親の会の療育活動や相談活動の推進、親子の絆形成の支援

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|---------------------------|-----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 養育支援訪問事業実施市町村数 | 市町村 | 8 | H20 | — | 12 | 18 |
| 地域小規模児童養護施設®数 | か所 | 4 | H22 | — | 4 | 6 |
| 里親委託率 | % | 22.7 | H22 | — | 22.7 | 25 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業実績率 | % | 45.2 | H22 | — | 45.2 | 60 |
| 発達相談支援につながった未就学児数 | 人 | 134 | H22 | — | 134 | 622 |

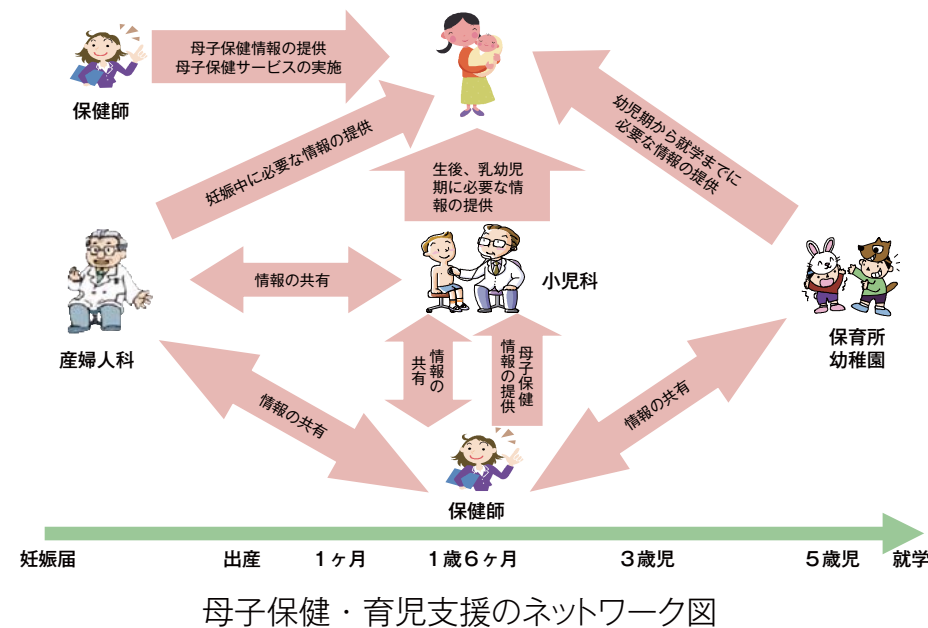
(3) 安心して子どもを産み育てられる保健・医療の充実

所管部局：福祉保健部

基本計画編

現状と課題

- 近年、低体重児の出生率が高まっていることなどから、安全で安心して妊娠・出産できる体制とともに、母親が安心して子育てができるよう、きめ細かな母子保健施策が求められています。また、さまざまな要因により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の推進が求められています。
- 少子化の進行や業務が激務であることなどにより小児科医が不足するとともに、大分市や別府市などの都市部に小児科医が偏在していることから、子どもが病気の時にいつでも、どこに住んでいても受診できる小児医療提供体制の整備が課題となっています。
- 乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者の心の状態と密接に関係があり、特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められているとともに、親になる準備期ともいえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要です。



これからの基本方向

- 母子保健体制の充実や子どもの健康づくりを推進するとともに、不妊への支援や子ども一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- 安心して子育てができるよう、必要な時にいつでも、どこに住んでいても適切な医療が受けられる小児医療提供体制の整備を推進するとともに、医療費負担の軽減を図ります。
- 母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策などを推進します。

主な取り組み

1 安全で安心して出産できる体制づくりと不妊への支援

- 地域中核病院などにおける産科医確保への支援
- 総合周産期^(※)母子医療センター（県立病院）を核に県内の産婦人科医と連携した総合的な周産期医療体制の整備
- 不妊専門相談センターや不妊治療費助成事業の活用促進

策定委員会から一言
不妊治療には周囲の人たちの理解が重要です。



2 小児医療体制の整備と医療費負担の軽減

- 小児科医の少ない市町村の地域中核病院などにおける小児科医確保への支援及び重点化
- 応急措置の助言などを行う「こども救急医療電話相談」の実施
- 休日夜間の小児外来医療体制と、それを広域的に支え入院や手術の必要な救急患者を常時受け入れる高度な救急医療体制の整備
- 子どもや小児慢性特定疾患児などの医療費の助成
- ひとり親家庭の医療費の助成

策定委員会から一言
乳幼児健診後のフォローアップが重要です。



3 子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援

- 未熟児や慢性疾患児などに対するフォローアップ体制の充実
- 育児不安を抱える親、特に産後の母親に対するメンタルケアの推進

4 次代の親になるための意識の醸成と健康教育の推進

- 子どもが、生命の大切さや親になることについて実感を持って学び、考えられるよう、乳幼児とふれあう機会や子育てに関する学習の充実
- 身体の仕組みや妊娠・出産に関する知識など思春期における適切な健康教育の推進と相談体制の確立



大分県立病院総合周産期母子医療センター



高校生の子育てワークショップ

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|---|----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 周産期死亡率（出生千対） | 人 | 5.4 | H15 | 4.8 | 5.1 | 3.9 |
| 小児の重症患者を受け入れる二次救急医療体制が整備された小児医療圏の割合 | % | 30 | H16 | 60 | 66.7 | 66.7 |
| 育児支援に重点を置いた乳幼児健診 ^(※) を行う市町村の割合 | % | 13.8 | H16 | 67 | 77.8 | 100 |

〈子育て満足度日本一の実現について〉

所管部局：福祉保健部

基本計画編

大分県は子育て満足度日本一を目指します

- 子どもは社会の「希望」であり、人と人をつなぎ、世代と世代をつなぐ、かけがえのない「宝」です。
大分県では、平成21年に策定した中期行財政運営ビジョンにおいて「子育て満足度日本一を目指す大分県」を政策目標に掲げ、子どもが心身ともに健やかに育つ社会、安心して子どもを生き育てられる社会を実現するための施策を優先的・重点的に進めています。
これにより、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生まれて良かった、産んで良かったと思える大分県の未来を拓きます。

子育て満足度日本一の評価とは

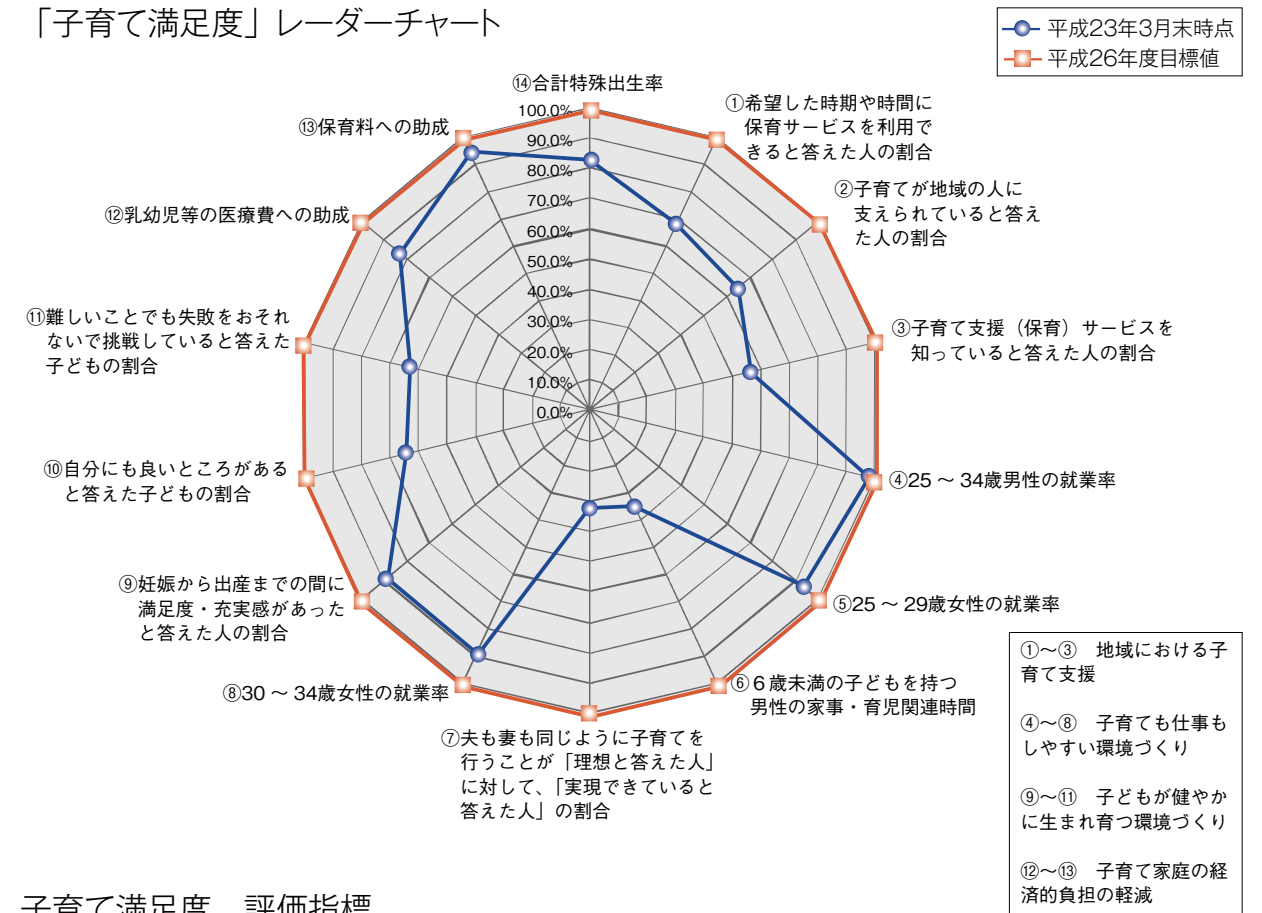
- 子育て満足度日本一に向けた取り組みを分かりやすく評価するため、子育て施策関係者や有識者、子育て中の方々からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、満足度の指標について議論を行いました。より適切に満足度を評価するために、可能な限り子育て世代の視点に立った指標とすることや、他の都道府県とも比較できる指標にすることなどに留意し、子育ての満足度に関する14の指標を決定しました。
- まず、子育て世代が必要としている子育て支援施策として、「地域における子育て支援」、「子育ても仕事もしやすい環境づくり」、「経済的負担の軽減」の3つが当事者へのアンケート調査などで多くあげられます。この3つのテーマについて、「希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合」、「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」、「保育料への助成」など10の指標を設けました。
- また、子育ての満足度を高めるためには、大人の視点だけでなく「子どもの育ち」の視点も大切です。「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」をテーマとして、「自分にも良いところがあると答えた子どもの割合」など3つの指標を設けました。
さらに、最終的な効果指標である「合計特殊出生率[※]」を加え、計14項目を指標として設定し、分かりやすくレーダーチャートを作成しました。
本プランにおける取り組みを進め、これら子育て満足度の指標を可能な限り向上させ、県民の皆さんが実感できる「子育て満足度日本一の大分県」の実現を目指したいと考えています。



男性の子育て講座「おおいたババくらぶ」(子どもの事故の対処法)



「子育て満足度」レーダーチャート



子育て満足度 評価指標

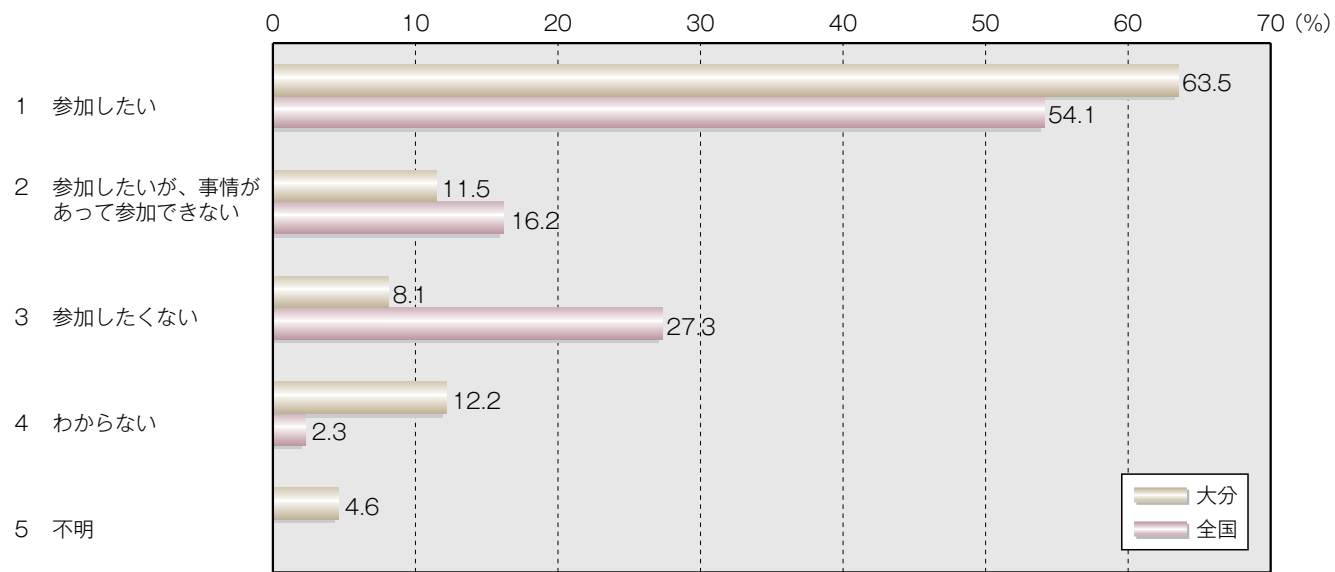
| 子育て満足度の主要な事項 | 指標 | 平成23年3月末時点 | 平成26年度目標値 |
|--------------------|---|------------|-----------|
| 地域における子育て支援 | ①希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合(就学前児童を持つ親) | 68.9% | 100.0% |
| | ②子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親) | 64.8% | 100.0% |
| | ③子育て支援(保育)サービスを知っていると答えた人の割合(就学前児童を持つ親) | 56.2% | 100.0% |
| 子育ても仕事もしやすい環境づくり | ④25～34歳男性の就業率 | 91.4% | 94.0% |
| | ⑤25～29歳女性の就業率 | 72.4% | 78.4% |
| | ⑥6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間 | H18年 36分 | 1時間45分 |
| | ⑦夫も妻も同じように子育てを行うことが「理想と答えた人」に対して、「実現できていると答えた人」の割合(就学前児童・小学生を持つ親) | 31.4% | 100.0% |
| 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり | ⑧30～34歳女性の就業率 | 64.0% | 72.4% |
| | ⑨妊娠から出産までの間に満足度・充実感があつたと答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親) | 88.6% | 100.0% |
| | ⑩自分にも良いところがあると答えた子どもの割合(中学3年生) | 64.8% | 100.0% |
| 子育て家庭の経済的負担の軽減 | ⑪難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していると答えた子どもの割合(中学3年生) | 63.5% | 100.0% |
| | ⑫乳幼児等の医療費への助成 | 全国9位 | 全国トップレベル |
| | ⑬保育料への助成 | 全国3位 | 全国トップレベル |
| | ⑭合計特殊出生率 | 全国10位 | 全国トップレベル |

(1) 高齢者の生きがいづくりの推進

現状と課題

- 長寿化が進む中で、高齢者が豊かな知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画し、地域社会の担い手となることが求められています。
- スポーツや文化、ボランティアなどさまざまな社会活動に対する高齢者の参加意欲が高まる中、活動の場や社会貢献の機会づくりが求められています。
- 「団塊の世代」が高齢期を迎える中、これら元気な高齢者が「生涯現役」として生き生きと活躍できる就業支援が必要です。

今後の地域活動への参加意向



平成23年度「高齢者の社会参加等に関する意識調査」(福祉保健部高齢者福祉課調べ)

これからの基本方向

- 地域の担い手となる人材を育成し、子育てや健康づくり、伝統・文化など幅広い分野における高齢者の社会活動を促進します。
- 高齢期を豊かに過ごすため、スポーツ・文化・知識・教養などを学ぶ機会の充実を図ります。
- 高齢者が個々のライフスタイルに応じて働くことのできる仕組みづくりを国、市町村、関係機関などと連携をして進めます。

主な取り組み

1 高齢者の豊かな知識・経験を生かした地域活動の促進

- 介護予防やサロン[※]、子育ての見守り活動、ボランティアなどの地域活動の促進
- 豊かな知識や経験などを生かした地域活動を担う高齢者の掘り起こし、活動支援
- 高齢者と子どもたちとの交流の場づくりを推進するなど、高齢者の豊かな知識・経験を発揮できる機会の提供

策定委員会から一言

高齢者の生きがいづくりには、若いころから文化やスポーツ、地域活動などに参加できるような仕組みづくりが大切です。



2 スポーツ・文化・学習機会の確保

- 豊の国ねんりんピック[※]を開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを促進
- いきいき実践大学[※]など高齢期を豊かに過ごすためにふさわしい知識や教養などを学ぶ高齢者の文化・学習の場の提供

3 老人クラブ活動の活性化

- 加入率向上に向けた普及啓発やクラブの活性化につながる魅力ある活動を支援
- 「団塊の世代」の加入促進と後継リーダーの育成を支援

4 高齢者の就業環境の整備

- 高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、シルバー人材センターの事業支援などの高齢者の就業環境の整備
- 高年齢者雇用安定法に基づく「定年引上げ」や「継続雇用制度の導入」などの高年齢者雇用確保措置の着実な推進



高齢者の地域活動「おはじきの遊び方を通じた地域の子どもの交流」



豊の国ねんりんピック「三世代交流健康マラソン」

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|---|----|-------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 60歳以上のボランティアコーディネーター [※] 率(県ボランティア・市民活動センター) | % | 33 | H22 | — | 33 | 50 |
| 豊の国ねんりんピック(スポーツ・文化)参加者数 | 人 | 5,353 | H22 | — | 5,353 | 5,800 |
| 老人クラブ加入率全国順位 | 位 | 19 | H21 | — | 18 | 15 |

(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

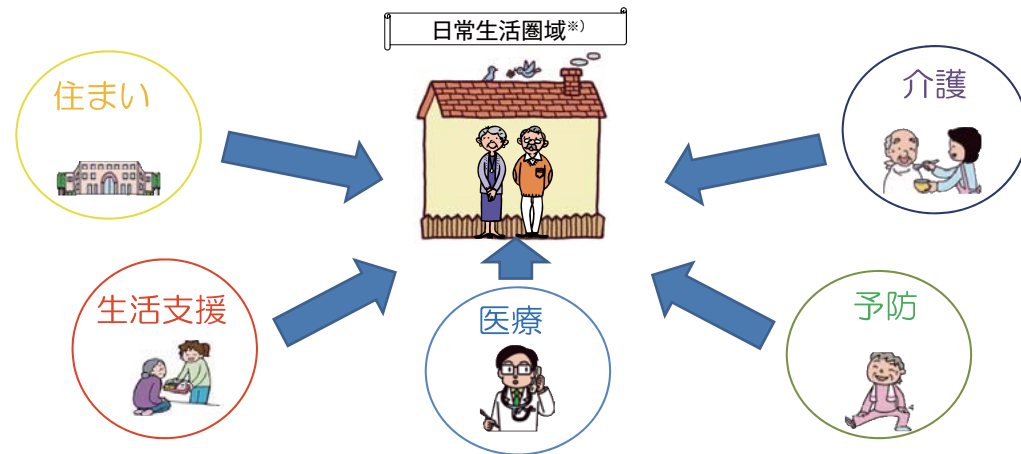
- 少子高齢化や過疎化、核家族化の進行などにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、家庭や地域の支え合い機能が低下するとともに、住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。
- 介護保険制度の施行以後、制度利用については広く県民に定着し、この10年間のサービス受給者数は約2倍に伸びており、今後、さらに増加することが見込まれています。
- 認知症の人や重度の要介護者など、日常生活の支援が必要な人が増加しており、こうした高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための介護サービス提供体制や生活支援サービスの充実、さらに地震などによる大規模災害などに備えた対応が求められています。

これからの基本方向

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目ないサービス提供体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 介護が必要な高齢者の需要に的確に対応できるよう、在宅サービスの充実や介護保険施設の整備など介護サービス提供体制の整備を進めます。
- 認知症の方は、今後、高齢化のさらなる進展により、急速に増加することが見込まれることから、認知症の方と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症対策を推進します。

地域包括ケアシステムについて

「地域包括ケア」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく考え方



主な取り組み

1 地域全体で支える在宅生活への支援

- 緊急連絡先やかかりつけ医などの本人情報を入れた「冷蔵庫保管型救急ボタン」の配備など、一人暮らし高齢者等の見守り体制の強化
- 高齢者のニーズに応じた配食サービスや買い物支援など、多様な生活支援サービスの確保と権利擁護の普及啓発
- 一人暮らし高齢者や重度の要介護者などにも対応できる医療・介護の連携強化のための仕組みづくりの推進
- 介護予防と健康づくり活動の推進、普及啓発
- 高齢者の住まいの整備促進

策定委員会から一言

団塊の世代が65歳、75歳を迎える2015年、2025年を視野に入れた取り組みが必要です。



冷蔵庫保管型救急ボタン

2 介護サービス基盤の充実

- 訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など在宅介護サービス基盤及び地域密着型サービスの充実
- 特別養護老人ホームや老人保健施設など施設介護サービス基盤の充実
- 保健や医療を含む総合的・包括的な相談・支援とケアマネジメント体制の整備
- 質の高い福祉・介護人材の養成、現場における従事者の確保・定着の推進



在宅介護支援「24時間ケアコール」

3 認知症高齢者対策の推進

- 認知症に関する正しい理解の普及啓発
- 認知症高齢者とその家族が安心して暮らすことができる地域ネットワークの充実
- 認知症疾患医療センターを中心に、認知症に関する医療・介護分野の連携の強化

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--|----|--------|-----|-------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※)} の設置されている日常生活圏域数 | か所 | 28 | H22 | — | 28 | 50 |
| 認知症サポーター ^{※)} 数 | 人 | 23,087 | H22 | — | 23,087 | 40,000 |

注) 介護サービスの目標指標については、介護保険制度の改正を踏まえ、平成23年度末に策定する「豊の国ゴールドプラン21^{※)}(第5期)」において定めます。

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

現状と課題

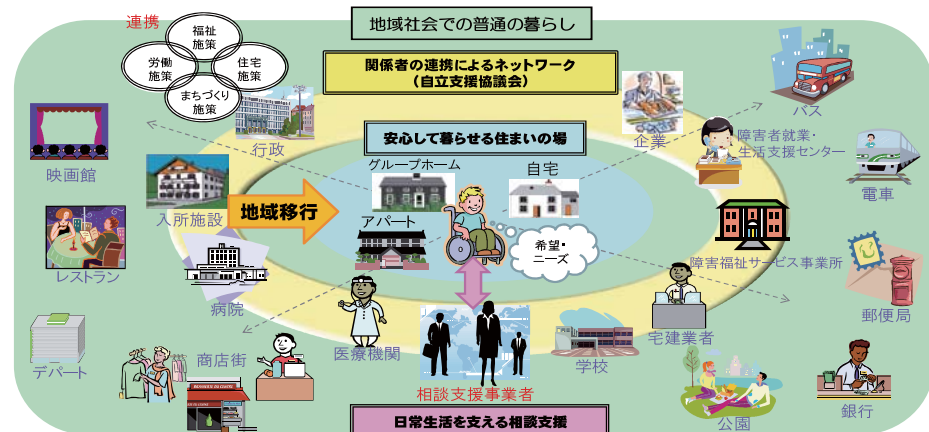
- 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るために必要な生活支援サービスなどのサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、グループホーム[※]など自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行支援や、相談支援体制の整備など地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。
- 障がい者が生き生きと個性を発揮しながら、生活をより豊かにしていけるよう、文化・交流活動やスポーツなどへ気軽に参加できる環境づくりが求められています。

これからの基本方向

- 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて、居宅介護（ホームヘルプ）など居宅サービスの充実を図るとともに、大分県障がい福祉計画に基づいて、グループホームなどの住まいの場を確保します。グループホームなどについてはアパートや公営住宅の活用も推進します。
- 施設や病院で入所（院）している障がい者が、地域で自立した生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実します。
- 文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ることにより、うるおいのある生活や社会参加を推進します。

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり

(目指す方向)
 重度の障がい者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり
 ・安心して暮らせる住まいの場の確保・日常生活を支える相談支援体制の整備・関係者の連携によるネットワークの構築



資料：厚生労働省

主な取り組み

1 サービス提供基盤の整備と住まいの確保

- 障がい者の地域生活を支える居宅介護（ホームヘルプ）、生活介護、ショートステイなどの提供体制の整備
- 障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- 障がい者が共同で生活するグループホームなど住まいの場の確保
- 自閉症などの発達障がいや交通事故などによる高次脳機能障がい有者人と家族への支援

策定委員会から一言
 福祉施策と住宅施策などの他の施策との連携が必要です。



2 地域生活への移行促進

- 生活訓練、ITを活用したコミュニケーション支援など生活支援の充実や日中活動の場の拡充
- 主体的な自立生活を支える相談支援体制の整備、それを支える人材の確保と専門性の向上

3 文化・スポーツの振興と社会参加・交流活動の推進

- 大分国際車いすマラソン大会や障がい者スポーツ大会の開催などによる競技スポーツの振興
- 障がいのある人もない人も身近な地域でともに楽しめるユニバーサルスポーツの普及推進
- NPO[※]やボランティアなどのサポートによる障がい者の社会参加・交流活動の推進



障がい者への介護支援（口腔ケア）



誰もが楽しめるユニバーサルスポーツ「卓球バレー」

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|----------------------|----|-------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 相談支援従事者養成数 | 人 | 583 | H16 | 1,220 | 1,150 | 1,750 |
| 各種障がい者スポーツ大会への延べ参加者数 | 人 | 5,098 | H22 | — | 5,098 | 5,300 |

注) グループホームなどの障がい福祉サービスの目標指標については、平成23年度末に策定する「大分県障がい福祉計画（第3期）」の中で、必要なサービス量を見込むこととしています。

(2) 障がい者の就労促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のため、障がい者の雇用促進が重要です。特に、身体障がい者に比べ、知的障がい者や精神障がい者の雇用が立ち後れており、就労支援の強化が必要です。
- 障がい者の就労支援については、雇用型、非雇用型のいずれも人数は増加していますが、工賃は横ばいで推移しており、これまで以上に、就労継続支援事業所などへの支援が必要です。
- 障がい者の就労にあたっては、個々の障がいに応じたきめ細かな対応が必要です。中でも、発達障がい者は、コミュニケーションや社会性などに障がいがあるため、就労にあたっては、特別なアプローチ方法などきめ細かな支援が求められています。



障がい者が働く「喫茶ネバーランド」県庁店



商業施設での障がい福祉施設の共同販売会

これからの基本方向

- 障がい者雇用率を引き上げるため、障がい者雇用の場の拡大、障がい者の職業訓練、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための支援などの就労対策を障がいの種類に応じて総合的に取り組みます。
- 障がい者の身近な地域で障がい者が働くことが、地域の理解をより深めることになるため、個別のニーズに合わせ、就業面と生活面を一体的に支援する体制を整備します。
- 福祉の場で働く障がい者の工賃引き上げのため、商品開発や市場開拓などの企業的な経営手法の活用を図るとともに、常に最低賃金を意識した取り組みを推進します。
- 障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うなど、教育・福祉・雇用関係機関の連携を強化します。

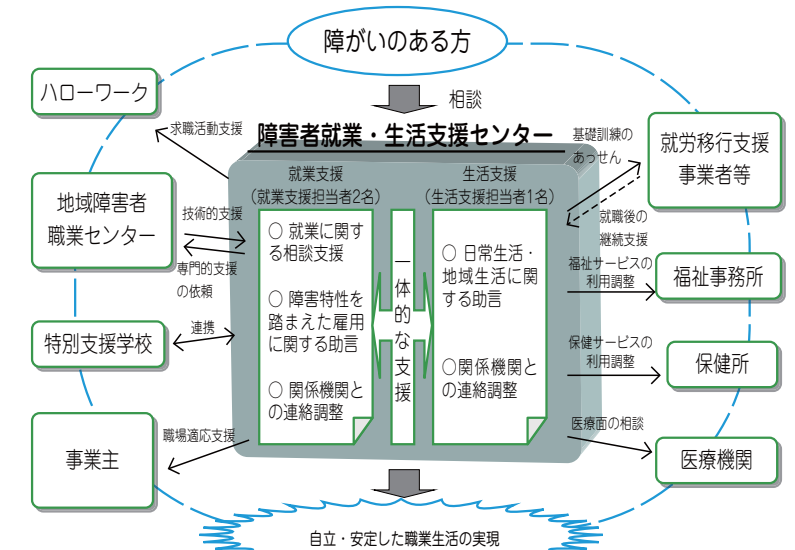
主な取り組み

1 障がい者の雇用の拡大、職場定着のための支援の充実

- 障がい者の雇入れ体験の実施などによる企業、社会福祉法人における障がい者雇用への理解促進
- 実践的な企業現場実習と個別相談を併用した職業訓練など障がい者の職業能力開発の充実
- 企業内ジョブコーチの育成や企業に対する雇用アドバイスによる障がい者の雇用環境整備の促進
- 障害者就業・生活支援センターの全圏域設置や機能強化による相談支援体制の充実
- 知的障がい者・精神障がい者の県庁での職場実習と雇用の機会の提供及び市町村での雇用機会の拡大
- 就労移行支援事業所における訓練機能の充実や就労継続支援A型事業所[※]への支援

2 障がい者の工賃向上のための福祉的就労の充実

- 製品の販路拡大のための共同販売会・製品Webサイトなどの販売機会の提供
- 人材育成や事業所間のネットワークの構築による工賃向上への担い手づくり
- コスト削減、技術向上、製品開発、販路拡大等を行うためのアドバイザーを派遣
- 障がい福祉サービス事業所に対する官公需の拡大促進



障害者就業・生活支援センターを中心とした障がい者の就業支援体制

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-------------|----|-----|-----|-------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 障がい者雇用率全国順位 | 位 | 4 | H22 | — | 4 | 1 |
| 平均工賃 | 月額 | 円 | H22 | — | 14,059 | 15,500 |
| | 時給 | 円 | H22 | — | 177 | 195 |

注) 障がい者雇用率の目標については、障害者雇用促進法の改正、国の「障がい者制度改革推進本部」の結果を踏まえて、今後見直しを行う予定です。

(1) 安心で質の高い医療サービスの充実

現状と課題

- 少子・高齢化の進行や医療技術の進歩などの保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、県民が安心して医療サービスを受けられるよう、質の高い医療提供体制を整備していく必要があります。
- 新医師臨床研修制度の導入を契機に全国的に医師不足が深刻化する中、本県の医療施設数や医師数は、人口10万人当たりで見ると全国水準を上回っていますが、地域的な偏在が大きく、へき地における医療の確保が求められています。さらに、救急医療などにおいては、地域の実情に応じた体系的な救急医療体制の整備、地震などによる大規模災害や事故などに備えた災害医療体制の充実などが求められています。
- 県病院事業は、平成18年度から地方公営企業法の全部適用[※])に移行し、「医療の質の向上」と「経営の健全化」を柱とした中期事業計画を策定のうえ実施した経営改善の取り組みは一定の成果をあげ、県立病院は19年度に単年度収支が黒字化し、事業全体でも21年度に黒字となりました。今後とも、県民医療の基幹病院として高度・専門医療、急性期医療などの診療機能を強化し、併せて政策医療などへの取り組みをさらに進めることが求められています。なお、三重病院は22年10月に公立おがた総合病院と統合しました。

これからの基本方向

- 体系的・効率的な医療の提供体制の充実を図るとともに、医療の安全性の確保と医療サービスの向上をめざします。
- 医療を必要とする人がいつでも、どこに住んでいても適切な医療サービスを受けられるよう、医師や看護師などの確保、へき地医療の充実や本県独自のドクターヘリ[※])の導入など救急・災害医療体制の充実などに努めます。
- 県立病院はその役割を果たすため、第二期中期事業計画（平成23～26年度）を策定し、「思いやりと信頼の医療」を基本理念に、「環境整備」をキーワードとして、①医療サービス、②患者サービス、③施設・設備、④人材確保・育成についてさらなる充実・強化に取り組めます。また、県民に良質な医療を継続して提供できるように経営基盤の強化に努めます。

主な取り組み


- 1 医療提供体制の充実
 - 安全・安心で質の高い医療を提供できるよう、医師や看護師など医療従事者の育成確保
 - 患者の病状に応じた適切な医療を提供するため、地域医療支援病院[※])を中心とした効率的な医療提供体制の確立

- 医療機関等が機能を分担・連携することによる切れ目のない医療提供体制の確立
- 医療安全支援センター[※])を中心とした患者・家族などへの医療相談体制の充実
- 在留外国人などへの医療サービス提供の環境づくり

2 医師確保・へき地医療等の充実・強化

- 大分大学地域医療学センターとの連携強化による地域医療を担う医師の育成・県内定着の推進
- へき地医療支援機構の総合調整による無医地区巡回診療や代診医派遣などの充実
- へき地住民の受診機会を確保するための患者輸送体制の整備、へき地診療所などの施設・設備の整備

策定委員会から一言
医師の不足や偏在は社会全体の大きな問題で、国全体で取り組む必要があります。



3 救急医療等の充実

- さまざまなニーズに応える救急、小児救急、歯科などの医療提供体制の整備
- 大分大学医学部附属病院や県立病院、精神科病院協会などとの協議・連携による精神科医療体制の整備
- 大分県ドクターヘリの導入による広域救急医療体制の充実
- 大規模な災害や事故などの発生に備えた災害拠点病院の機能強化や大分DMA T[※]) 出動体制の充実、医療救護体制の整備
- 医療機関と消防機関との連携によるメディカルコントロール[※]) 体制の確立

4 県立病院のさらなる機能強化

- 周産期[※])、小児、がんなどの高度・専門医療や救急、感染症対策などの政策医療などの医療機能の充実
- 地域医療部の設置などによる地域の医療機関とのさらなる連携強化
- 手術室、ICU、放射線などの中央部門の機能充実や患者支援に必要な医事機能の見直しなどによる医療・患者サービスの向上
- 計画的な人材確保と育成
- 診療報酬の動向を踏まえた収益の確保

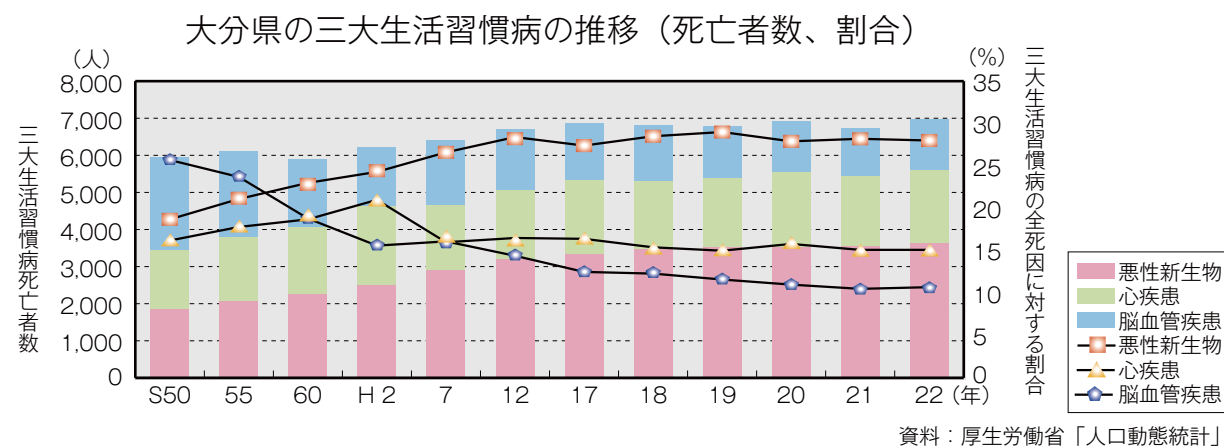
目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|----------------------------|------|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 地域医療支援病院数 | か所 | 2 | H16 | 3 | 6 | 10 |
| 病院機能評価 [※])認定病院数 | か所 | 16 | H16 | 40 | 49 | 50 |
| 公設へき地診療所への医師の配置率 | % | 83.3 | H17 | 94 | 100 | 100 |
| 大分DMA T隊員登録者数 | 人 | 103 | H19 | 211 | 211 | 300 |
| 県立病院における地域医療支援病院の承認要件 | 紹介率 | 40.8 | H16 | 60 | 53.0 | 60 |
| | 逆紹介率 | 17 | H16 | 30 | 72.7 | 70 |

(2) みんなで進める健康づくりの推進

現状と課題

- 高齡化が進行する中で、がん、心臓病、脳卒中などのいわゆる「生活習慣病」で健康を害する人が増えていることから、県民一人ひとりが生涯にわたり健康で自立して暮らすことができるよう、「健康寿命^{*}」を延ばすことが重要な課題となっています。
- 生活の質を高め、元気で明るい社会を築くためには、疾病の早期発見・治療にとどまらず、県民自らが生活習慣の改善などを通じ積極的に健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域における健康づくり活動を活発に行うことが求められています。
- 高齡者などが健康で自らの意思に基づき、自立した日常生活を営むためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその状態の悪化を防止し、改善させる取り組みが必要です。
- 失業、倒産などの経済・生活問題や健康問題などを抱えた自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、自殺の防止を図り、あわせて自死遺族に対する支援の充実を図ることが重要な課題となっています。



これからの基本方向

- 生活習慣を改善して健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、家庭、地域、学校、職場など社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。
- 高齡者の生活機能の低下や、要介護となる主な原因である骨折、脳卒中、認知症をできる限り防ぐため、効果的な介護予防対策を推進するとともに、障がい者や高齡者が住み慣れた地域で、安全で生き生きとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉などの関係機関や団体などと連携した地域リハビリテーション^{*}体制の整備を推進します。
- 自殺を考えている人を一人でも多く救うため、関係機関の幅広い連携によって、社会的要因への取り組み、心の健康づくりの取り組みを推進します。

主な取り組み

1 生活習慣病対策の推進

- 食生活改善や運動習慣などの普及・啓発と、それを地域で支えるグループの育成
- 地域がん登録^{*}による効果的ながん対策の推進
- がん検診体制の整備と禁煙などがん予防のための生活習慣の普及啓発
- 生涯を通じた歯の健康づくりを推進する「豊の国8020運動」の推進



2 介護予防の推進

- 転倒骨折予防教室、認知症介護教室の開催など要介護状態を防止する体制の整備
- 筋力向上や栄養改善など介護予防に重要な取り組みの普及啓発
- 介護予防に関する保健・医療・福祉の連携体制の確立

3 地域リハビリテーション体制の整備

- 県民に対する地域リハビリテーション活動の普及啓発
- 通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション、介護予防サービスなどを地域で受けられる体制の整備



地域リハビリテーションの活動

4 総合的な自殺対策の推進

- 自殺予防のための行動（気づき、つながり、見守り）についての普及啓発
- 中高年、多重債務、うつ病など対象を絞った対応
- 電話相談や対面型相談の充実などの相談支援体制やうつ病医療体制の強化
- 自殺を考えている人、自死遺族に対し、適切な対応・支援を行う人材の養成
- 自殺を考えている人を関係機関・団体が連携して包括的に支えるためのネットワークの構築

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--------------------|----|-------|-----|-------|------------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 健康寿命 | 男性 | 75.91 | H13 | 78.8 | 76.62(H19) | 78.25 |
| | 女性 | 79.75 | H13 | 83.2 | 80.06(H19) | 81.42 |
| 自殺死亡率 [*] | 人 | 24.3 | H17 | — | 22.4 | 19.9 |

(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

所管部局：生活環境部

基本計画編

現状と課題

- ・経済活動の広がりなどにより、多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が深刻化する中、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するには、その保護や野生動植物との共生を図っていく必要があります。
- ・自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用しています。しかし、植物の採取やゴミの放置など自然を傷つける行為も多く見られるため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。
- ・農林水産業の担い手不足、農山漁村の過疎化などにより、農地、森林、海浜の有する洪水防止、水源かん養、水質浄化などの多面的機能の維持が困難になっていることから、県民と協働してこれらの維持・保全活動に取り組む必要があります。
- ・豊かな自然環境を保全しつつ、快適な生活環境を実現するためには、貴重な景観や自然環境との調和を図りながら、社会基盤を整備していくことが必要です。
- ・温泉資源は本県の大きな財産です。しかし、近年、温泉資源の衰退が懸念される地域も見られ、その保護が課題となっています。
- ・本県には、日本列島の形成過程を示す貴重な地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い地形・地質が多く存在しており、地質遺産としての活用が期待されています。

これからの基本方向

- ・本県の有する豊かな自然や生物多様性[※]は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、生物多様性おおいた県戦略により、県民全体で保護・保全していく体制づくりと適正利用を推進します。
- ・自然環境の保全・再生などに配慮した環境に負荷の少ない社会資本整備に努めるとともに、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生を図ります。
- ・貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、温泉資源の保護・適正利用を推進します。
- ・地質遺産を活用して、地域アイデンティティ[※]の一層の形成を図るとともに、青少年などへの科学分野の学習の機会の提供や観光・地域の振興、自然環境の保全に資するため、ジオパーク[※]の整備を推進します。

主な取り組み

1 自然や生物多様性の保護・保全と適正利用の推進

- ・生物多様性の重要性について理解と認識を深めるための普及啓発
- ・希少野生動植物の保護、保全、復元の推進
- ・野生動植物の保護管理体制の充実強化
- ・生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査、情報の収集及び提供
- ・自然保護NPO[※]などのネットワークの構築支援
- ・自然公園[※]などの適正利用（ワイズユース）の推進



希少野生植物（ミヤマキリシマ）

2 快適な地域環境の保全と創造

- ・自然とふれあえる森林（もり）づくりの推進
- ・中山間地域等直接支払制度[※]の活用による農地や水路、里山の適正管理の推進
- ・周辺に拡大し森林の荒廃を招くおそれのある竹林の適正な管理の推進
- ・農地・水保全管理支払制度[※]の活用による農地や水路の維持・保全活動の推進
- ・水辺（河川、海岸、港湾）の環境保全と親しめる水辺づくりの推進
- ・藻場[※]や干潟に代表される沿岸環境の保全・再生
- ・地域のまちなみや歴史・文化などと調和したおいしい道づくりの推進
- ・都市周辺部の緑地保全や都市公園の整備などによる多様な都市内緑地の創出

3 温泉資源の保護と適正利用の推進

- ・掘削や動力装置の設置、泉質・成分揭示、成分の定期的な分析など温泉法に基づく規制や指導の徹底
- ・温泉の共同利用や既存泉源のエネルギー資源としての有効利用の促進
- ・温泉資源の効果的な保護対策のための泉温、水位、成分などの定期的な泉源調査の実施

4 ジオパーク整備の推進

- ・本県の地質遺産の特長を生かしたジオパーク構想の策定支援
- ・ジオサイトの整備・ネットワーク化、ガイドの養成など情報発信機能の強化
- ・日本ジオパークネットワークへの加盟、世界ジオパークネットワークへの申請に向けた機運の醸成



観音崎の黒曜石（姫島村）

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--------------------------------------|----------------|------|-----|--------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 特に保護が必要な希少野生動植物の指定数 | 種 | — | — | 15 | 17 | 20 |
| 大分県自然公園指導員 [※] の委嘱数 | 人 | 56 | H16 | — | 62 | 70 |
| 1人あたりの都市公園等面積 | m ² | 10.8 | H16 | 12 | 12.7 | 13 |
| 中山間地域の集落活動(集落協定締結面積 [※] 割合) | % | 75 | H16 | 80 | 78.1 | 85 |
| 漁場再生面積 [※] | ha | — | — | 11,000 | 14,917 | 19,000 |
| 温泉監視のためのモニタリングを行う源泉数 | 箇所 | 9 | H16 | — | 12 | 16 |

(2) 循環を基調とする地域社会の構築

所管部局：生活環境部

基本計画編

現状と課題

- 地域社会が一体となって、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに沿った廃棄物の減量化・再資源化を推進し、「循環型社会」への移行を進める必要があります。
- 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、さらなる取り組みを行うとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関しては、周辺住民の不安を除く必要があります。
- 農林水産業の副産物などのバイオマス資源は、堆肥や飼料としての利用促進だけでなく、燃焼によるエネルギー利用など、新たな利活用を進めていく必要があります。
- ダイオキシン類、アスベスト及び微小粒子状物質などの化学物質が、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されており、環境監視体制の強化が求められています。
- 本県の豊かな水源と良好な水質を将来にわたって保全していくためには、人と水の関わりを治水、利水、環境の3つの側面から総合的にとらえていく必要があります。



ごみの資源化を行う「エコセンター番匠」



大分川の清流（由布市）

これからの基本方向

- 資源やエネルギーの効率的・循環的な利用を進め、「3Rの推進」と「適正処理の推進」を基本として、環境に与える負荷を極力抑えた循環型社会づくりを目指します。
- 健全な大気・水循環機能の維持・向上に努めるとともに、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されている化学物質などの環境監視体制の強化を推進します。

主な取り組み

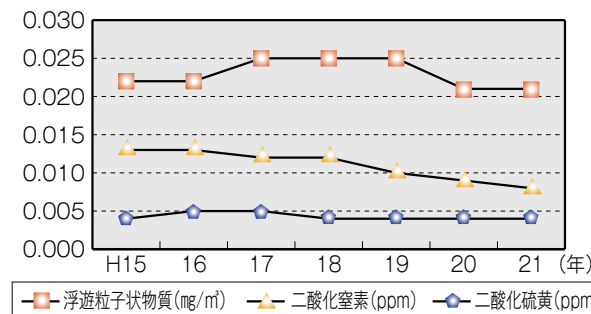
1 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- NPO[※]・ボランティアが行政と協働して行う廃食油の回収などのごみ減量化・リサイクル活動や事業所の一般廃棄物の減量化の促進
- 県認定リサイクル製品[※]の拡大及び利用促進
- 産業廃棄物税[※]を活用した中小企業などの再生利用のための研究開発や施設整備などの推進
- 巡回監視やスカイパトロール[※]の実施に加え、経営実態の監視指導の徹底による産業廃棄物の不法投棄・不適正処理防止対策の強化
- 産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との協議や説明会の開催などによる相互理解の促進
- 食品加工残さの飼料化などの再生利用とエネルギーとしての利用など、バイオマス資源の地域資源としての多面的利用を促進

2 大気・水環境・化学物質対策の推進

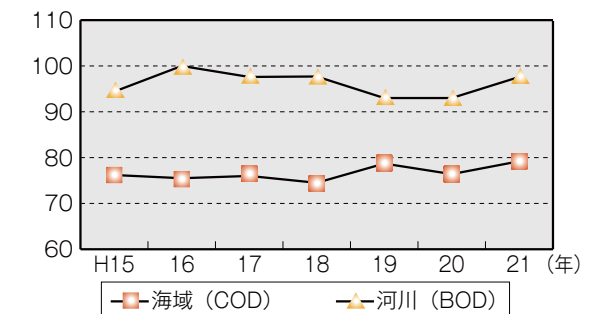
- 大気・水・土壌環境の常時監視と有害物質の適正管理の推進
- 環境基準の見直しや事業所に対する監視・指導の強化、水の循環的利用の推進
- 化学物質の移動量・排出量の把握
- 健全な水循環の確保に向けた森林や水田・畑地の適切な維持管理、緑化対策、都市部における雨水浸透柵[※]の設置などの推進
- 生活排水処理施設の整備推進

主な大気物質の経年変化（大分県）



資料：平成22年度大分県大気環境調査報告書

水質環境基準達成率（大分県）



資料：平成22年度大分県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書

目標指標

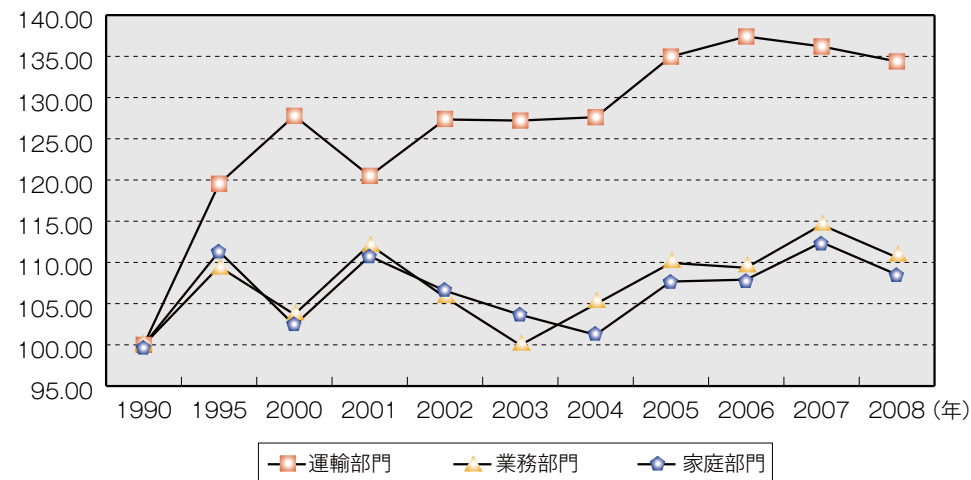
| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--|-----|-------|-----|---------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 県民1人あたりのごみ排出量 | g/年 | 1,116 | H15 | 1,066以下 | (948) | 876以下 |
| 一般廃棄物リサイクル率 | % | 16.7 | H15 | 19以上 | (21.3) | 23.4以上 |
| 大分県リサイクル認定製品地方公共団体利用件数 | 件 | 7 | H16 | — | 399 | 500 |
| 産業廃棄物リサイクル率（動物のふん尿及び鋳さいを除く） | % | 31 | H12 | 40以上 | (54.7) | 55.1以上 |
| 光化学オキシダント [※] 環境基準達成時間率 | % | 95.2 | H16 | 97 | (92.8) | 98 |
| 水質環境基準（BOD [※] ,COD [※] ）達成率 | % | 86 | H15 | 95 | 93.9 | 98 |
| 生活排水処理率 [※] | % | 58.6 | H16 | 67 | 67.2 | 73.1 |

(3) 地球環境問題への取り組みの推進

現状と課題

- 地球温暖化により、異常気象の頻発や自然生態系、農林水産業への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されているため、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減による低炭素社会づくりに取り組む必要があります。
- 日本の温室効果ガス総排出量は、京都議定書[※]の基準年（原則一平成2年度）に比べ平成20年度で1.6%増加、二酸化炭素排出量は6.1%増加しています。
- 本県の二酸化炭素排出量は、大分県地球温暖化対策地域推進計画の基準年（平成14年度）に比べ平成20年度は、家庭部門が1.9%増加、業務部門が4.6%増加、運輸部門が5.5%増加しています。
- 地球温暖化防止のため、県民、事業者及び行政が連携して、温室効果ガスの排出源対策やエコエネルギー[※]の導入促進、二酸化炭素吸収源としての森林の整備などに取り組む必要があります。

大分県における部門別二酸化炭素排出量の推移（1990年を100とした指数表示）



これからの基本方向

- 省エネ設備の導入促進や省エネ行動の普及促進など、主に家庭部門、業務部門、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策を推進します。
- 太陽光発電をはじめとした地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進します。
- 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の吸収源ともなる森林を、県民全体で守り育てていく気運を醸成するとともに、森林の適正な管理・保全に努めます。

主な取り組み

1 温室効果ガスの排出源対策の推進

- 家庭部門における住宅用太陽光発電の導入促進や環境家計簿などを活用した「見える化」の促進、省エネ行動の普及促進などによる二酸化炭素の排出抑制対策の推進
- 業務部門における省エネ診断の推進や省エネ設備などの導入促進などによる二酸化炭素の排出抑制対策の推進
- 運輸部門における次世代自動車[※]の普及促進やノーマイカーウィークやエコドライブなどによる二酸化炭素の排出抑制対策の推進
- 地球温暖化対策地域協議会や大分県地球温暖化防止活動推進センターと連携した、地域における低炭素社会づくりを具体化する取り組みの促進

2 エコエネルギーの導入促進

- 県民、事業者、市町村などとの連携によるエコエネルギー導入の推進
- 「大分県次世代エネルギーパーク構想[※]」による普及啓発の推進
- エコエネルギー導入に取り組むNPO[※]などへの支援

策定委員会から一言

再生可能エネルギーが豊富な本県の特性を生かして、積極的な取り組みを進めてほしいと思います。



3 二酸化炭素の吸収源対策の推進

- 間伐[※]の取り組み強化や育成複層林[※]への誘導など多様な森林整備の推進
- 伐採跡地の再造林の促進
- 森林環境税[※]の活用などによる県民総参加の森林（もり）づくりの推進



充電中の電気自動車



県民総参加の森林づくり

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|------------------------|-------------------|-------|-----|--------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 二酸化炭素排出量（家庭、業務、運輸部門合計） | 千t- CO_2 | 5,329 | H14 | — | 5,561 | 5,233 |
| エコエネルギー導入量 | 万kl | 57.06 | H21 | — | 58.18 | 63.71 |
| 育成複層林面積 | ha | 623 | H16 | 10,000 | 8,473 | 20,000 |
| 森林ボランティア活動への参加者数 | 人/年 | 6,848 | H16 | 9,500 | 12,608 | 13,000 |

注）指標の二酸化炭素排出量（家庭、業務、運輸部門合計）のH22年度実績値については、H20年度実績値を記載（確定値はH24.3に算出されるため）

(4) すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

現状と課題

- 県民一人ひとりが、身の回りのごみを拾うなど自発的な環境保全活動を行うことを契機として、環境問題をより身近な問題として捉え、自ら解決できるものと認識することが大切です。また、地域社会が一体となって、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進することが、本県の豊かな自然環境の保全や循環型社会の構築につながり、ひいては地球環境問題への取り組みとなっていきます。そのような観点から、「ごみゼロおおいた作戦」を推進しています。
- 地域をとりまく環境特性や社会状況が変化の中で、これまでの個々の自発的な環境保全活動に加え、持続可能な循環型社会や低炭素社会の実現をめざして、地域におけるさまざまな分野の連携や活動の面的広がりを進めるなど、「ごみゼロおおいた作戦」の拡充を図る必要があります。
- 私たちの生活を環境に配慮したものにしていくためには、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に対して責任ある行動をとる必要があります。環境教育・学習の役割がますます重要なものとなっています。



ごみゼロおおいた作戦の取り組み 海岸清掃活動（別府市）

これからの基本方向

- 県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、地域での環境美化活動やマイバッグ運動など環境保全活動のさらなる参加の促進を図るとともに、家庭や事業所における省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換を推進します。
- 地域の住民、事業者、行政、NPO※）など多様な主体が協働し、地域の環境保全や省資源・省エネルギー活動促進を図るため、環境をテーマとしたまちづくりを推進します。
- 環境に関する知識の取得や理解にとどまらず、自ら進んで環境保全に取り組む人材をはぐくむため、家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場において、環境教育・学習を推進します。

主な取り組み

1 地域における環境保全活動の促進

- ごみゼロ行動※）や夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）※）など、参加型の環境保全活動の推進
- マイバッグやマイ箸などの利用促進や緑のカーテンなど「四季折々キャンペーン※）」の取り組みの推進
- 地域や事業所、学校などにおいて環境保全活動の核となる、ごみゼロ隊、ごみゼロおおいた推進隊などの拡充
- エコオフィス活動など事業所における省資源・省エネルギーの取り組みの促進
- モデル事業などによるエコなまちづくりの推進
- 環境技術の開発や環境美化の取り組みなどに功績のあった個人や団体、企業などの顕彰

2 環境教育・学習の推進

- 地球温暖化防止活動推進員※）など地域の関係者と連携した環境教育・学習の推進に向けた行動計画の策定
- 環境教育アドバイザーなど指導者の養成と派遣体制の整備
- 家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場における環境教育・学習の推進



小学校における緑のカーテン設置



レジ袋無料配布中止の呼びかけ

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--------------------------|------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| ごみゼロ行動参加者数 | 人/年 | 117,419 | H16 | — | 262,941 | 400,000 |
| 夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）への参加施設数 | 施設 | 475 | H16 | 1,500 | 2,636 | 2,800 |
| レジ袋削減枚数 | 万枚/年 | 7,855 | H21 | — | 9,172 | 9,780 |
| 環境教育アドバイザー派遣団体数 | 団体/年 | 36 | H16 | 70 | 71 | 100 |

(1) 犯罪に強い地域社会の形成

現状と課題

- 県民と一体となった犯罪抑止対策の推進により、刑法犯認知件数は平成15年をピークに減少傾向に転じているが、殺人・強盗などの凶悪事件や身近な知能犯罪などの発生が後を絶たないほか、潜在化する暴力団や犯罪のグローバル化の進展、さらには、国際テロ、サイバー犯罪などの新たな脅威が生じており、厳しい犯罪情勢に的確に対応することが求められています。
- 都市化の進展などにともない、地域の連帯感が希薄化し、地域社会に従来から内在していた犯罪抑止機能が低下しているとの指摘もあります。犯罪を抑止するためには、地域社会の犯罪抑止機能を回復させることが重要です。
- 学校や通学路などで子どもが被害者となる犯罪が発生していることから、地域や関係団体と連携して子どもの安全確保に取り組む必要があります。
- 犯罪の被害者は、その直接的な被害だけではなく、精神的、経済的にも多くの被害を受けており、被害の回復・軽減、被害者の安全確保とともに、精神的、経済的支援が求められています。

これからの基本方向

- 県民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、県と県民、事業所が一体となった地域安全活動を展開します。(「大分県安全・安心まちづくり条例」)
- 巧妙化・広域化・多様化する犯罪に迅速・的確に対応する警察体制の強化を図り、県民を犯罪から守る警察活動を推進します。
- 県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、県と県民、事業所が一体となり、地域社会から暴力団を排除することを推進します。(「大分県暴力団排除条例」)
- 犯罪被害者などが受けた精神的・経済的被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むための支援活動を推進します。

主な取り組み

1 安全・安心なまちづくりの推進

- パトロールの強化など犯罪の抑止と検挙に向けた積極的な街頭活動の展開
- 地域における「生活安全センター」としての警察署・交番・駐在所の機能強化
- 自主防犯パトロール隊に対する防犯研修会など地域住民による自主的な防犯活動への支援
- 危機管理マニュアルの作成や防犯訓練の実施など学校及び通学路などにおける安全対策の推進
- 犯罪防止に配慮した住宅・道路・公園・駐車場などの整備・管理の普及促進

策定委員会から一言
警察官が、赴任した土地の歴史や文化を学ぶことも大切です。



自主防犯パトロール隊の活動

2 犯罪対策の推進

- 殺人など凶悪犯罪の早期検挙に向けた捜査支援システムなどの充実強化
- DNA型鑑定など科学捜査力の充実強化
- 銃器の摘発と薬物密売組織や来日外国人犯罪組織の壊滅に向けた取締りの強化
- 街頭犯罪・侵入犯罪の発生抑止に向けた的確な現状分析と将来予測を踏まえた防犯活動の推進
- テロ関連情報の収集と各種テロ対策の推進

3 暴力団排除活動の推進

- 大分県暴力追放運動推進センターなどの関係機関・団体と連携した暴力団排除の推進
- 暴力団排除の重要性に対する県民の理解を深めるための広報・啓発
- 暴力団や暴力団共生者の取締りと犯罪収益のはく奪

4 犯罪被害者支援活動の推進

- 被害者のニーズに即した情報提供や助言などきめ細かい犯罪被害者への支援
- 支援活動の中核となる大分被害者支援センターが行う活動への支援と関係機関・団体との連携の強化
- 犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるよう地域社会で支援していく気運の醸成

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | H22年度 | | H27年度 | |
|---------|-----|--------|-------|----------|---------|---------|
| | | | 年 | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 刑法犯認知件数 | 件/年 | 15,482 | H16 | 13,500以下 | 8,691 | 8,000以下 |

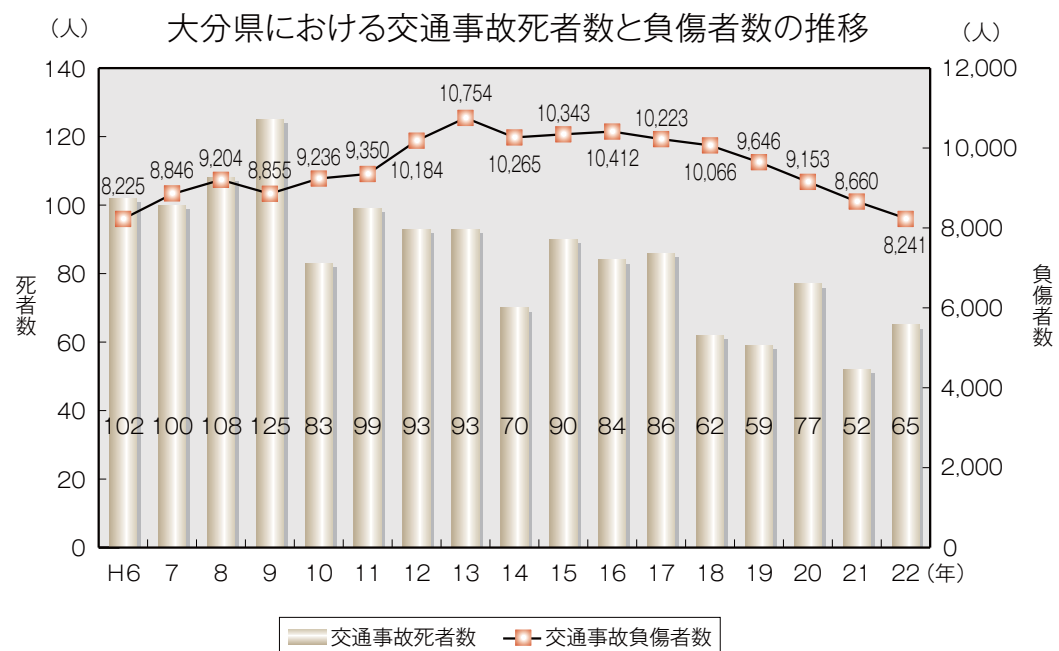
(2) 安全で快適な交通社会の実現

現状と課題

- 交通環境の著しい変化や高齢化の進行などにもない、高齢者が当事者となる交通死亡事故が高い割合で発生しています。また、運転者、自転車利用者及び歩行者が基本的な交通ルールを遵守しないことによる死亡事故が多発しているほか、交通事故発生件数及び負傷者数は依然として高い水準にあることから、さらなる交通安全対策の推進が必要です。

これからの基本方向

- 安全で安心な人にやさしい交通社会を形成するため、関係機関・団体と連携してライフステージに対応した体系的な交通安全教育を充実するとともに、地域の自主的な交通安全活動を推進します。
- 飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現に向けて、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転根絶活動を推進します。(大分県飲酒運転根絶に関する条例)
- 人と車が共生できる快適な交通社会の実現をめざし、交通事故を抑制するための交通環境を整備します。



資料：大分県警察本部調べ（平成22年）

主な取り組み

1 交通安全思想の普及

- 交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- 幼児から高齢者まで年齢に応じた参加・体験型の交通安全教育の推進
- 家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- 高齢者家庭の訪問指導など関係機関・団体との協働による地域全体での高齢者交通安全対策の推進



地域のボランティアによる交通安全運動

2 飲酒運転根絶対策の推進

- 飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の向上
- 酒類提供飲食店や酒類販売店などの事業者と連携した飲酒運転防止対策の推進

3 交通秩序の確立

- 取締り機材の高度化と重大事故に直結する悪質・危険な違反や迷惑性の高い違反に対する重点的な取締りの推進
- 暴走族根絶に向けた取締りの強化と広報啓発活動による暴走族追放の社会環境づくりの推進
- 高速道路における自動車の交通方法及び運転者の義務の周知徹底

4 交通環境の整備

- 高齢歩行者や自転車利用者の安全性向上のためバリアフリー対応型信号機[※]や歩道、自転車道などの整備推進
- 交通事故発生率の高い地域・路線を指定した「あんしん歩行エリア[※]」や「事故危険箇所」を重点にした交通安全施設の整備推進
- 交通管制システムや信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進

5 交通事故被害者支援の充実

- 交通事故被害者に対する交通事故相談及び交通遺児などに対する救済支援の充実

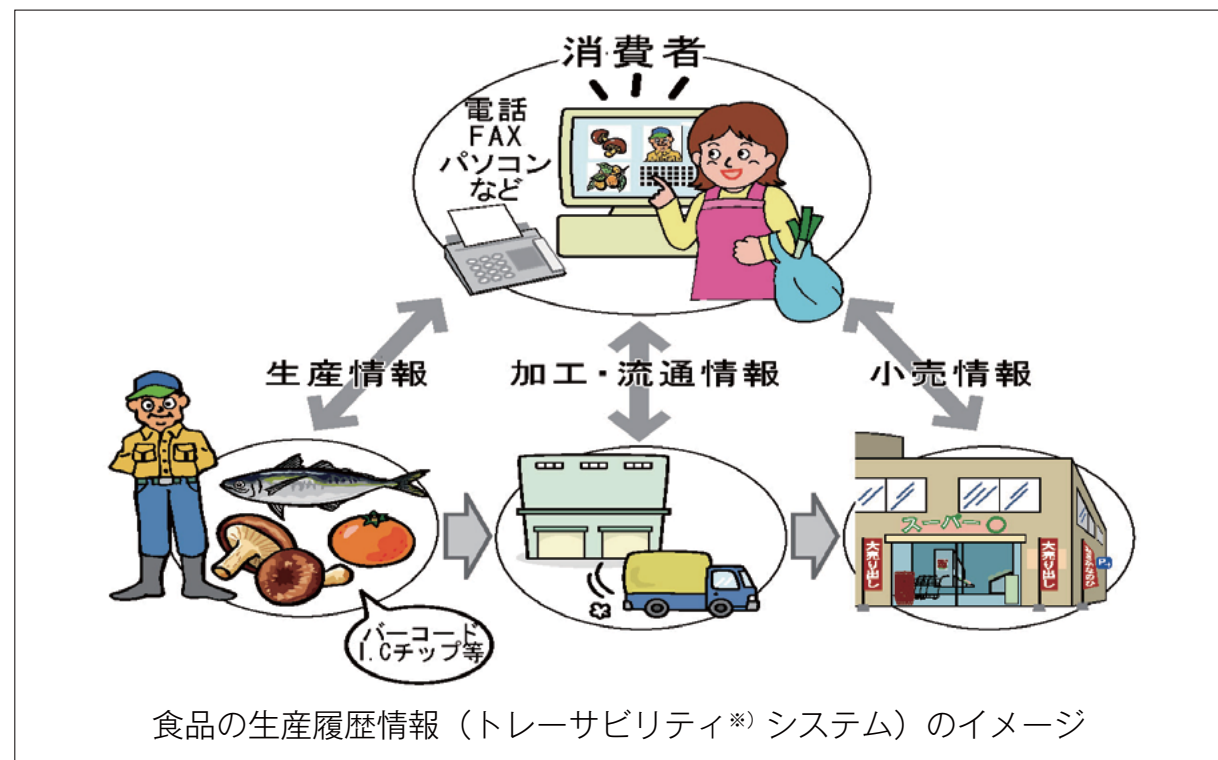
目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|------------------------------------|-----|--------|-----|----------|---------|---------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 交通事故死者数 | 人/年 | 84 | H16 | 80以下 | 65 | 45以下 |
| 交通事故負傷者数 | 人/年 | 10,412 | H16 | 10,000以下 | 8,241 | 6,455以下 |
| 県管理道における法指定通学路 [※] の歩道整備率 | % | 64 | H20 | - | 66.6 | 72 |

(3) 食の安全・安心の確保

現状と課題

- 食品偽装表示事件の続発や食品添加物の使用などによる食に関する不安や不信を払拭するため、食の安全・安心の確保を図る取り組みの強化が不可欠です。
- 消費者に安全・安心な農林水産物を提供するためには、生産・製造・加工・流通・販売の各段階でのリスクをチェックするとともに、生産履歴情報の開示など、生産者の顔が見える流通システムの構築が必要です。
- 食品に起因する健康被害の防止のため、事案発生時の迅速な情報の収集・提供とともに、食品関連事業者に対する監視・検査体制の整備や事業者の自主衛生管理体制の強化が必要です。



これからの基本方向

- 食の安全確保のための施策を計画的に実施するとともに、生産から消費にいたる各段階において県民の参画を推進します。
- 安全・安心な農林水産物の生産を推進するとともに、その履歴が追跡できる生産・流通システムを構築します。
- 食品関連事業者などに対する監視を強化するとともに、より安全性の高い衛生管理手法の導入を促進します。

主な取り組み

1 食の安全・安心確保対策の推進

- 「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- 食に関する適切な情報提供及び風評被害防止のための正しい知識の普及
- リスクコミュニケーション※（意見交換会）を通じた県民参画の推進

2 安全・安心な農林水産物の生産・流通管理システムの構築

- GAP※（農業生産工程管理）の普及拡大による安全・安心な農産物生産の推進
- 県独自のe-naおおいた農産物認証制度※の普及などによる減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- 農薬や動物用医薬品（水産用を含む）、食品添加物の適正使用の指導強化
- 農林水産物の生産履歴や集出荷履歴のデータベース化などによるトレーサビリティの推進
- 生産者・消費者団体、流通業界、行政などが一体となった地産地消運動の推進



大分しいたけトレーサビリティ

3 食品関連事業者などに対する衛生管理体制の強化

- HACCP※方式やISO9000S※規格などに対応したリスク管理体制の普及と指導の強化
- 九州各県との連携による輸入食品の効率的な検査の推進
- 食品衛生監視・指導及び啓発の強化による食中毒防止対策の推進
- 野生獣肉食肉処理施設などの衛生管理の強化



食品衛生指導

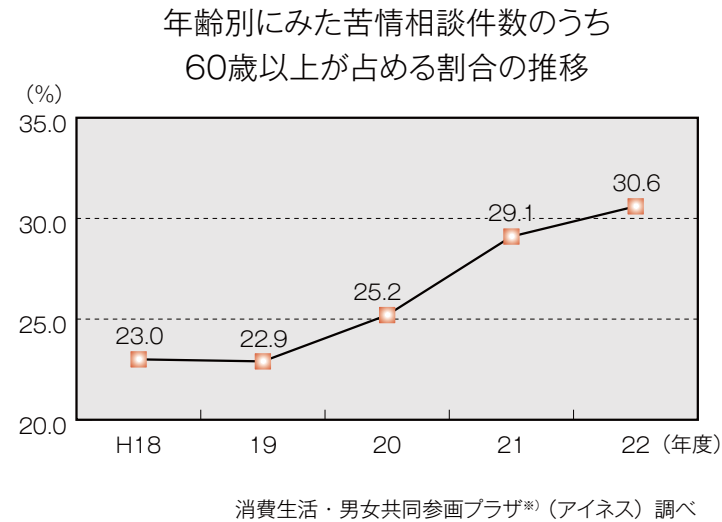
目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|---------------------|-----|-------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 食のリスクコミュニケーションの開催回数 | 回/年 | 11 | H16 | 42 | 53 | 60 |
| GAP実践農家数 | 戸 | 5,014 | H21 | — | 5,329 | 8,000 |
| 食中毒発生件数（直近3年間の平均） | 件/年 | 7 | H16 | 7 | 7.3 | 7 |

(4) 消費生活の安心や生活衛生の向上

現状と課題

- 商品やサービスなどによる事故や健康被害が発生しており、安全性を確保するため、事故情報の迅速な収集、消費者への注意喚起など、消費者被害の発生・拡大を防止する取り組みが求められています。
- 高齢者世帯を狙った悪質商法やインターネット取引によるトラブル、メール・携帯電話による不当請求など、消費者トラブルは複雑、多様化、深刻化しており、事業者に対する監視指導の強化をはじめ、相談体制の整備・充実や消費者教育・啓発の充実が求められています。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化しており、新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ペットを家族の一員とする家庭が増加していることから、動物愛護精神をはぐくむとともに、適正飼育の啓発や動物から人に感染する動物由来感染症[※]対策など動物愛護に関する総合的な施策の推進が求められています。



これからの基本方向

- 消費者の権利の尊重とその自立を支援するとともに、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスなどの提供の確保を推進します。
- 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう衛生水準の向上に努めます。
- 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせるために、動物愛護や飼育マナー向上の啓発と災害に備えた動物救護の取り組みを推進します。

主な取り組み

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- 食品や商品・サービス、住宅などの安全性を確保するための立入調査などの実施
- 消費者取引などの適正化に向けた事業者指導の充実・強化
- 消費生活に関する教育・啓発の推進と人材の育成
- 高齢者や子どもなど消費者の特性に応じた被害未然防止のための迅速かつきめ細かな情報提供
- 消費生活・男女共同参画プラザの苦情処理相談体制の充実・強化



消費者カフオローアップ講座

2 市町村や消費者団体等との連携・協働

- 相談員研修など市町村消費生活相談体制の充実・支援
- 消費者団体などの自主的な活動への支援

3 生活衛生関係施設の衛生水準の向上

- 新たな社会的ニーズに応じて生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の推進
- 衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施

4 動物愛護精神の高揚と飼育マナーの向上

- 動物愛護推進員[※]などと連携した動物愛護なかよし教室、命の授業などの開催
- 動物の所有者明示やしつけなどの適正飼育と動物由来感染症の知識の啓発推進
- 譲渡する犬やねこの不妊手術や負傷時の治療設備の整備・充実
- 災害時の被災動物の救護対策などの推進



犬のしつけ教室

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-------------------------|----|-------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 「アイネス消費生活情報」メールマガジン登録件数 | 件 | 135 | H21 | — | 138 | 1,000 |
| 消費生活センターを設置する市町村の割合 | % | 3.6 | H16 | — | 5.6 | 77.8 |
| 犬・ねこ殺処分頭数 | 頭 | 5,327 | H18 | — | 3,554 | 3,144 |

(5) 食育を通じた人づくり・地域づくりの推進

現状と課題

- 県民が健全な食生活を実現するとともに、地域社会の活性化、豊かな食文化の発展、環境と調和のとれた生産や消費を推進するため、食育のさらなる取り組みが求められています。
- ライフスタイルの変化により孤食化が進む中、食事マナーを習得する機会が減少していることから、家族や友人と会話を楽しみながら食卓での作法や行儀を学ぶ機会を増やす必要があります。
- 毎日きちんと朝食を取るなど、子どもたちに望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるとともに、地場産物を活用した学校給食やさまざまな体験活動を通して「食の大切さ」や「感謝の気持ち」を醸成するため、学校、家庭、地域が連携した食育の推進が必要です。

これからの基本方向

- 食育を県民運動として普及・定着させるため、県民に分かりやすい啓発と実践しやすい環境づくりのための「食育の見える化」に取り組めます。
- 食事マナーの習得、次世代へ残したい食文化の継承などの場として、産学官が連携し、家族や友人などとともに楽しく食卓を囲む運動を推進します。
- 健やかな食生活を実現できる県民を育成するため、妊娠期や乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。とりわけ、学童・思春期にある子どもたちに対しては、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進します。
- 県内で生産された農林水産物を県内で愛用する地産地消を県民運動として展開するとともに、生産者と消費者との交流促進や食文化の伝承・発展に取り組めます。



『おおいた「わ（話・輪・和）」食運動』ロゴマーク

主な取り組み

1 食育の普及・啓発

- 家族や友人と楽しく食卓を囲む『おおいた「わ（話・輪・和）」食運動』の展開
- 食育活動者との連携による食を大切にする心の醸成や食事マナーなどの普及啓発

2 健やかな食生活を実現できる県民の育成

- 乳幼児健診における相談機会の活用や保育所などとの連携による正しい食習慣の確立に向けた取り組みの推進
- 栄養教諭や地域の生産者などを活用した給食の時間をはじめ教科や特別活動など学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実
- 大学や事業所などとの連携による青・壮年期における適切な食生活の実践に向けた取り組みの推進



地域の食材を使った小学校での料理教室

3 大分の食で創る魅力あふれる地域づくり

- 県民一人ひとりが、食と農林水産業を理解し、県産品を活用する地産地消県民運動の普及・定着
- 農林水産物の生産現場における体験の場づくりの推進
- 世代間交流を通じた、地域の食・伝統料理などの食文化の伝承・発展
- ヘルシーメニューの提供や料理の選び方などに関する情報提供を行う店舗（健康応援団[※]）の登録の推進



小学生のしいたけのこま打ち体験

目標指標

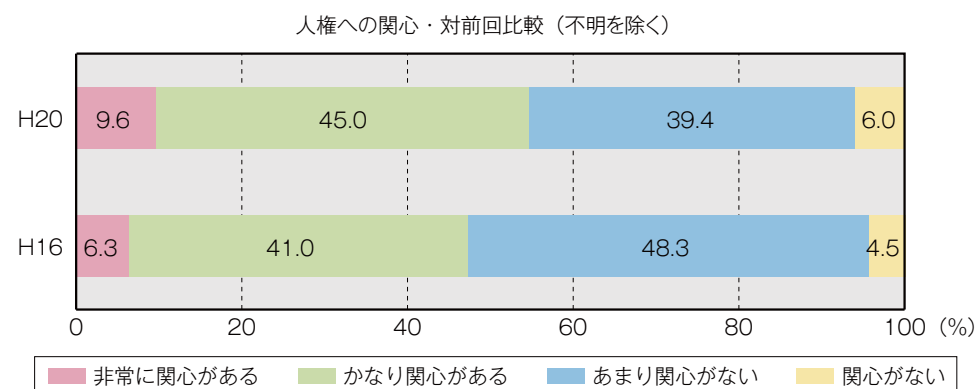
| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|----------------------|--------|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 食育に取り組んでいる団体・企業等数 | 団体・企業 | 23 | H22 | — | 23 | 72 |
| 朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5) | % | 90.6 | H18 | — | 95.5 | 98 |
| 地産地消キャンペーン参加団体・店舗数 | 団体・店舗数 | 314 | H21 | 300 | 302 | 350 |
| 「健康応援団」登録店舗 | 店舗数 | 281 | H21 | — | 247 | 400 |

(1) 人権を尊重する社会づくりの推進

現状と課題

- 同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題など、さまざまな人権問題がある中で、人権に関する県民意識調査（平成20年実施）では、人権問題について関心があるとする人は54.6%にとどまり、一人ひとりの人権が尊重される社会の確立に向けて、人権教育・啓発を推進することが求められています。
- インターネット上での誹謗中傷や差別表現の流布、セクシュアル・マイノリティ[※]（性的少数者）の人権問題など、新たな人権問題に対応することが求められています。
- 日本固有の人権問題である同和問題は、解決の方向に進みつつありますが、未だ、結婚における差別や差別落書きなどの問題があり、引き続き解決に向けた粘り強い努力が必要です。

人権問題に関する県民意識調査結果



これからの基本方向

- 「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」、及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念として、人権尊重の行政を進めます。
- 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、当事者・関係者の支援や権利擁護などさまざまな人権施策を総合的に進めます。
- 同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。

主な取り組み

1 人権行政の推進

- 人権尊重意識の確立に向けた県職員研修の充実と市町村職員研修の支援
- 関係機関と連携した人権問題の相談・支援体制の整備、充実
- 人権尊重の社会づくりに取り組むNPO[※]の活動支援
- 人権に配慮した企業などに対する優遇策の実施
- 先進的、特徴的に人権尊重社会の推進に取り組む県内の個人・団体の顕彰

2 人権教育・啓発の推進と環境整備

- マスメディアやITを活用した県民啓発の実施
- 企業・団体における職場研修の促進
- 人権教育・啓発を推進する指導者やファシリテーター[※]などの人材養成
- 教材・プログラムの開発・整備

3 人権教育における指導の充実

- 学校における人権教育の教材および評価方法の提供
- 市町村が行う人権教育の学習プログラムの作成および学校における体験的参加型学習への支援

4 新たな人権問題への対応

- 個人情報保護のための行政と企業・団体の連携による研修・広報の実施
- 接続事業者に対する措置要請などインターネット上での人権侵害への積極的な対応
- セクシュアル・マイノリティへの理解促進のための研修会などの実施

5 同和対策の推進

- 同和問題の解決に向けた施策の継続実施
- 市町村の隣保館[※]活動への支援



平成22年度 人権ポスター 最優秀作品

目標指標

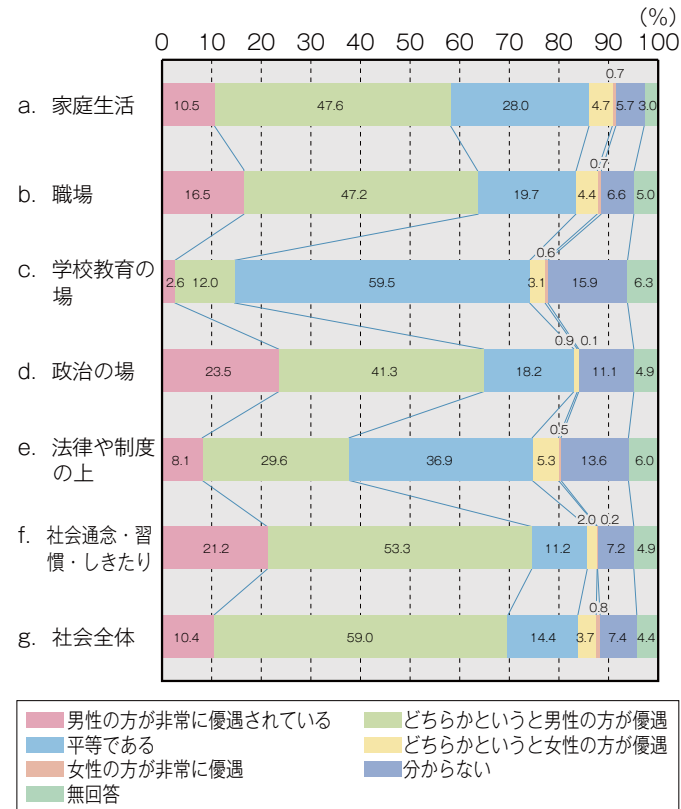
| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-----------------------------|----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 人権問題講演会・研修会・学習会などへの参加経験者の割合 | % | 45 | H15 | 48 | 55.6 | 64 |
| 人権教育推進のファシリテーター養成数 | 人 | 30 | H16 | 114 | 126 | 168 |
| 体験的参加型学習を受講した児童生徒の割合 | % | 80.8 | H22 | — | 80.8 | 100 |

(2) 男女共同参画社会の実現

現状と課題

- 性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度・慣行が、依然として根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっています。このため、男女共同参画の視点に立った意識改革や社会制度・慣行の見直しが求められています。
- 配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- 女性が仕事や地域活動を行うための環境が十分整っていないため、出産、育児、介護などを契機に離職するなど、女性の社会進出には困難が伴います。このため、女性と男性がともに社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに社会を支えていく環境づくりが求められています。

県民の男女の地位の平等感について



資料：大分県「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成21年）

これからの基本方向

- 男女がともに、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野に参画する機会が確保され、その能力を十分に発揮できる社会を実現するため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取り組みを進めます。
- 配偶者やパートナー、特に女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談などの被害者支援体制を充実し、男女それぞれの人権を守る環境づくりを進めます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和の実現や30歳代女性の就業率が落ち込むいわゆる「M字カーブ問題[※]」の解消を目指して、家庭、地域、職場などあらゆる場における男女共同参画を実現するための環境整備を進めます。

主な取り組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と教育・学習の充実

- 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化
- 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 家庭・地域・職場などにおける社会制度・慣行の見直し

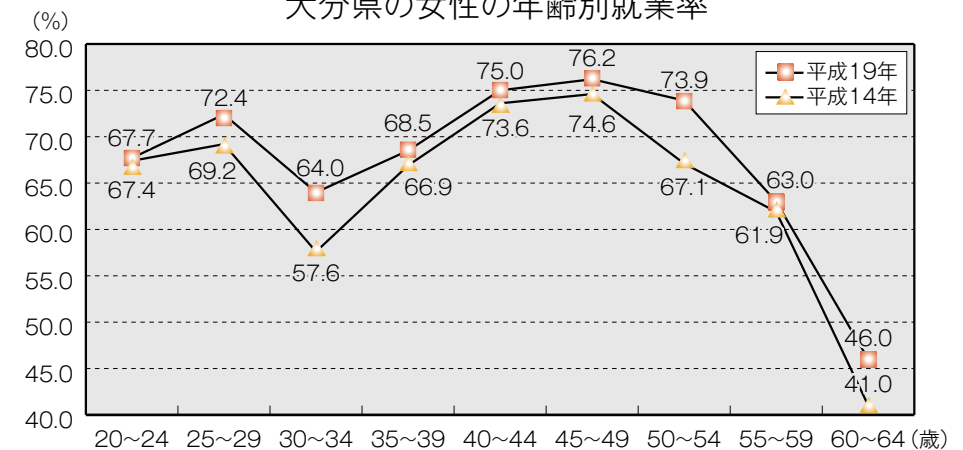
2 男女の平等と人権を守る環境づくり

- 女性に対する暴力を予防し根絶するための広報・啓発活動の推進
- 配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実

3 男女共同参画実現のための積極的な環境整備

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と女性のチャレンジ支援
- 男性の家事・育児や地域活動への参画支援
- 仕事と家庭の調和の実現に向けた社会的機運の醸成や子育てを支援するための環境整備
- 「M字カーブ問題」の解消に向けた、女性の継続就業や再就業のための環境整備
- 職業相談や職業訓練などきめ細かな女性への就業支援
- 地域活動・防災・環境などの分野における男女共同参画の推進

大分県の女性の年齢別就業率



目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-----------------------------|----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| [男は仕事、女は家庭]という考え方に同感しない人の割合 | % | 43.7 | H16 | 49 | 45.3 | 65 |
| DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 | % | 20.1 | H21 | — | 20.1 | 50 |
| 女性委員の割合が40%以上の県の審議会等の割合 | % | 42.6 | H21 | — | 47.9 | 50 |
| 管理的職業従事者に占める女性の割合 | % | 3.9 | H12 | 6 | 4.8 | 7 |
| M字カーブ解消に向けた30～34歳女性の就業率 | % | 57.6 | H14 | — | 64.0 | 72.4 |
| P T Aに父親部会がある小・中学校の割合 | % | 40.1 | H22 | — | 40.1 | 60 |

(1) 地域で共に支え合うまちづくり

現状と課題

- 人口の減少、高齢化の進行などによって、人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え、福祉、介護ニーズが増大するとともに、バス路線の廃止・縮小、商店の廃業や診療所の閉鎖などにより、これまで地域の生活を支えてきた基礎的な生活サービスの利用が困難な状況が生じています。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、地域における全ての人々が安心して快適に生活を営めるようにする社会（ユニバーサル社会）にするためには、行政だけでなくNPO※、ボランティア、企業などがコミュニティ組織と連携・協働して、地域ぐるみで住民同士が支え合うことが重要です。
- そのため、地域ぐるみで支え合いを担う、質の高い福祉、介護、NPO、ボランティアなどの人材の育成と、その安定的な確保・定着が、これまで以上に求められています。

これからの基本方向

- 行政、NPO、ボランティアなどによるサポートや、世代間交流・協力を含めた地域住民同士の支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で自立し、生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。
- 地域ぐるみで支え合いを担う質の高い人材の育成と、その安定的な確保・定着を推進します。
- ハード・ソフト両面からのバリアフリー※化を進めるとともに、ユニバーサル社会の構築に向け、県民誰もが互いに尊重され、思いやる意識の醸成とそれを実践できる環境づくりに取り組みます。

主な取り組み

1 地域ぐるみで支え合う社会づくり

- 地域におけるコミュニティの維持・活性化に向けた取り組みを市町村とともに支援
- 地域住民とNPO・ボランティア・行政との協働による支え合い推進体制の整備
- 民生委員・児童委員や自治会、ボランティアなどを中心とした住民主体の見守り・支え合い活動の促進
- 高齢者、障がい児・者、難病患者など災害時要援護者※の支援に必要な情報の共有の推進
- コミュニティバスや乗合タクシーなど住民の生活交通手段を確保するための取り組みを市町村とともに支援



コミュニティバス（白杵市）

- 自主防犯パトロール隊に対する防犯研修会など地域住民による自主的な防犯活動への支援
- 防災活動のリーダー（防災士）養成など自主防災組織※の育成強化と活性化
- 授業や課外活動への地域人材の参画の推進

2 心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり

- 地域福祉※活動のリーダーや、関係機関・団体との連絡・調整などにあたる中心的な役割を担うコーディネーターの育成
- 高齢者や団塊の世代など地域のさまざまな人材のNPO・ボランティアへの誘導・育成や企業・団体などの社会貢献活動の促進
- 福祉・介護サービスの仕事を目指す学生などの支援や、労働環境整備による定着できる職場づくりの推進
- 人権感覚と多様で高い専門性を持った人材の育成・確保
- 社会福祉従事者、各種相談員の資質の向上及びネットワーク化に向けた横断的研修の実施

3 バリアフリー化の推進とユニバーサル社会の構築

- 住宅や施設・交通基盤など生活空間及び情報などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン※の推進
- 思いやりの心を醸成する「こころのユニバーサルデザイン※」の推進
- 車いすマーク駐車場の適正利用の推進



あつたか・はーと駐車場※

目標指標

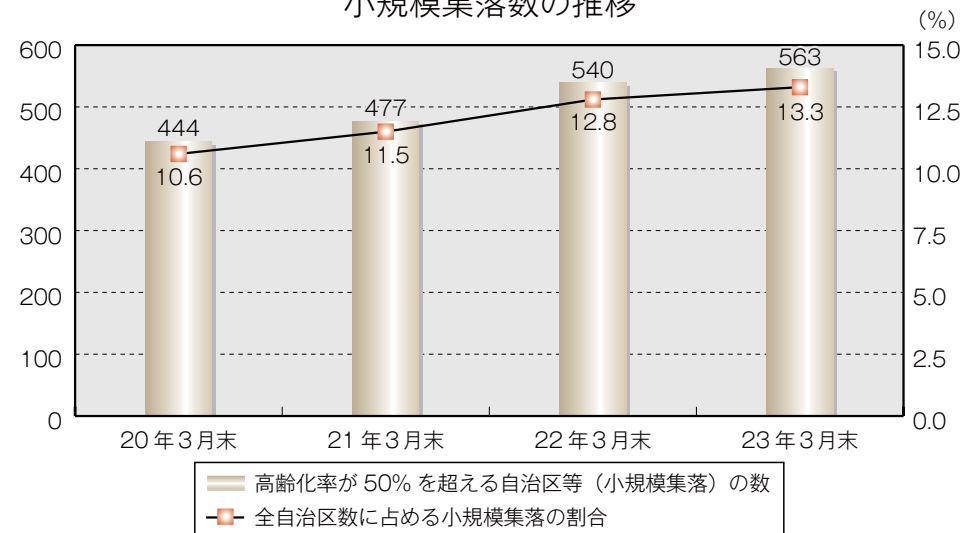
| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-----------------------------------|-----|-------|-----|-------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数 | 団体 | 1,461 | H16 | 1,900 | 2,121 | 2,870 |
| 自主防災組織活動実施率 | % | 41.8 | H16 | — | 39.6 | 100 |
| 授業に地域人材※を活用している学校の割合 | 小学校 | 90.1 | H16 | 96 | 97.0 | 100 |
| | 中学校 | 76.2 | H16 | 91 | 89.5 | 100 |
| ボランティアコーディネート※率（県ボランティア・市民活動センター） | % | 39.3 | H22 | — | 39.3 | 50 |
| 社会福祉士の登録者数 | 人 | 742 | H16 | 1,250 | 1,650 | 2,400 |
| 介護福祉士の登録者数 | 人 | 5,723 | H16 | 9,600 | 11,405 | 16,400 |
| バリアフリー化された県営住宅の割合 | % | 11.2 | H16 | 16 | 17.5 | 22 |
| 公共の施設などで車いす使用者が利用できるトイレの設置割合 | % | 42.1 | H15 | 50 | 49.5 | 60 |
| あつたか・はーと駐車場協力施設数 | 施設数 | 0 | H22 | — | 0 | 1,000 |

(2) 小規模集落の維持・活性化

現状と課題

- 著しい人口減少や高齢化によって、道路の草刈りをはじめ共同作業が困難となるなど、集落機能が低下し、日用品の購入や通院などの日常生活への支障が生じるなど、いわゆる小規模集落の課題が顕在化しています。
- 鳥獣被害や耕作放棄地の増大、災害の発生、生活道路の維持管理、集落外への交通手段の確保などが小規模集落の抱える問題となっています。加えて、森林など水源地の保水力の低下により水源が枯渇したり、高齢化にともなう浄水・給水設備の定期点検や補修ができなくなるなど生活に不可欠な飲料水の確保が困難となる事態も生じています。
- 小規模集落が抱える課題は、市町村による主体的な取り組みが基本ですが、将来を見据えて、コミュニティの維持活性化にはどのような対策が有効か、あるいはどのような対策を講じるべきかなどを検証しながら、国、県、市町村が連携して取り組む必要があります。

小規模集落数の推移



これからの基本方向

- 小規模集落対策では、そこに安心して住み続けられるよう「地域を守る」取り組みとともに、地域の特性を生かして「地域を元気にする」取り組みを、市町村と協働して現場に密着して実施するほか、維持・活性化優良事例を広く紹介します。
- 生活道路や給水施設の維持管理、生活交通手段の確保、高齢者の見守り体制の確立など、住民が安心して集落に住み続けられるよう、生活環境の整備や安全・安心の確保に努めます。
- 特産品、景勝地、伝統芸能など地域資源[※]を活用した集落の活性化をめざす取り組みを支援します。

主な取り組み

1 生活環境の整備

- 生活水の確保において抱える問題を地域とともに検討し、代替水源開発及び維持管理が容易な施設整備を支援
- 路肩の拡幅や側溝の蓋掛け、小規模な舗装補修など住民に身近な生活関連道路を整備

2 安全・安心の確保

- 集落出身者を活用した見守り・応援活動などの取り組みを支援
- 地域の共同作業が困難になった集落を対象に小規模集落応援隊[※]の活用を推進
- コミュニティバスや乗合タクシーなど住民の生活交通手段を確保するための取り組みを市町村とともに支援
- 市町村や商工団体、NPO[※]などと連携した買い物弱者対策の推進

3 小規模集落の活性化

- 地域資源を活用した活性化のための取り組みを振興局と市町村が連携して支援
- 集落外の人材を活用するため、集落支援員[※]や地域おこし協力隊[※]の導入を促進



小規模集落応援隊による草刈り活動（国東市国東町）



住民と県・市町村職員の話し合い（日田市中津江村）

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 安全な生活水の確保が困難な集落数 | 集落 | 123 | H23 | — | — | 107 |
| 小規模集落から幹線道路へのアクセスを改善した集落数 | 集落 | 20 | H22 | — | 20 | 88 |
| 小規模集落応援隊の活動回数 | 回/年 | 35 | H21 | — | 79 | 106 |
| 集落支援員・地域おこし協力隊設置市町村数 | 市町村 | 4 | H21 | — | 5 | 17 |
| 小規模集落・里のくらし支援事業 [※] 取り組み地区数 | 地区 | 15 | H20 | — | 37 | 97 |

(1) 災害に強い県土づくりの推進

現状と課題

- 平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、海溝型の地震については、これまで想定していた東南海・南海地震だけでなく、東海地震との連動や日向灘への震源域の拡大も想定しなければなりません。また、県下には多くの活断層が分布しており、直下型地震の発生も否定できないため、防災対策と防災体制の構築が急務となっています。
- 本県の地形・地質などの要因に加え、近年は突発的な豪雨が多発し、浸水被害や土砂災害などが発生していることから、その対策を講じていく必要があります。
- 過疎化や少子・高齢化の進行により消防団員が減少し、地域の消防力の低下が危惧され、特にサラリーマン団員[※]が増加したため、昼間の消防力の低下が懸念されています。また、消火・救急・救助業務などに対する住民のニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防体制の充実強化が求められています。

これからの基本方向

- 自助・共助・公助の役割分担のもと、防災・減災を総合的かつ計画的に推進する「地域防災計画」を策定し、「日常防災」の視点を踏まえた備えにより、減災社会づくりを推進します。あわせて介護が必要な高齢者、障がい者、乳児や妊産婦など自分の力で避難することが困難な者に対する平常時の備えや対策を見直します。また、企業の防災対策の取り組みも支援します。
- 地震による津波発生時に、県民が迅速・的確な避難の判断ができるよう地域防災計画を見直し、海拔表示板などの設置や、避難場所などの情報が掲載されている津波ハザードマップの作成など防災面でのソフト対策を推進します。
- さまざまな災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報についても幅広く機会を捉えて広報媒体などにより普及・啓発を推進していきます。
- 治山・治水事業や都市防災対策をハード・ソフトの両面から推進するとともに、今後、公共施設の老朽化により、維持補修・更新費用が必要となるため、効率的・効果的な維持管理を推進します。
- 消防力の強化と併せて、消防機関と医療機関との連携などによる救急・救助体制の充実に努めるとともに、消防救急無線のデジタル化やブロック化による広域再編など常備消防の効率化と機能の高度化を図ります。

主な取り組み

1 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

策定委員会から一言

昔から伝わる災害にまつわる伝承を生かしていくことも大切です。



- 東日本大震災を教訓とした、大分県地域防災計画及び地震減災アクションプランの見直しと着実な推進
- 市町村が実施する避難経路の整備や海拔表示板[※]など避難行動の迅速化へ向けた取り組みへの支援
- 浸水想定区域などを表示したハザードマップや避難場所の見直しへの支援
- 防災活動のリーダー（防災士）養成など自主防災組織[※]の育成強化と活性化
- 災害ボランティアコーディネーター[※]などの養成
- 災害時要援護者[※]への情報の伝達や共有など地域での支援体制づくりの推進
- 災害派遣医療チーム（DMAT[※]）の整備など災害・救急医療体制の充実
- 民間事業者との提携による流通備蓄を主体とした、食料などの常備備蓄の充実
- 災害対策本部（防災拠点施設など）の代替施設の設置
- 企業の事業継続計画（BCP[※]）策定など防災対策の整備に向けた取り組みへの支援

2 防災教育・訓練の充実と防災情報の迅速な伝達

- 地震・津波、風水害などの災害種別や各地域の特性に応じたきめ細やかな訓練（避難訓練など）の実施
- 県民安全・安心メール[※]の内容の充実と普及、防災教育の徹底と防災意識の向上促進
- 大分県高度情報ネットワークシステムの強化や通信手段や情報伝達方式の多様化

3 治山・治水事業及び都市・道路防災対策の推進

- 砂防えん堤や治山施設（ダム・森林整備）、ため池整備など土砂災害防止対策の推進
- 玉来ダムをはじめ河川、護岸、下水道などの整備による治水、海岸保全対策の推進
- 古い木造住宅など建築物の耐震化や密集市街地における都市防災対策の促進
- 被災地の復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路の整備や道路防災対策の推進
- 洪水・土砂災害に関する情報基盤の整備促進
- 「土砂災害防止法」の区域指定による警戒避難体制の周知や開発行為の規制
- 橋梁や堤防など施設横断的なマネジメントによる維持管理の推進
- 工業用水道事故発生時に対応できる給水ネットワークの構築

4 消防力の強化と消防機能の高度化

- 消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同運用及び常備消防の広域再編の推進
- 昼間の消防力を担う機能別消防団員[※]制度の導入支援や女性の消防団への加入促進
- 消防車両や耐震性貯水槽など消防資機材や施設の整備促進
- 救急・救助体制の整備充実

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|----------------------------|----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 自主防災組織活動実施率 | % | 41.8 | H16 | — | 39.6 | 100 |
| 県民安全・安心メールの登録者数 | 人 | 4,825 | H21 | 30,000 | 10,254 | 30,000 |
| 土砂災害から保全される戸数 [※] | 戸 | 22,281 | H16 | 25,400 | 25,501 | 26,800 |
| 緊急輸送道路における橋梁耐震補強率 | % | 26 | H16 | — | 48.0 | 90 |
| 機能別消防団員数 | 人 | 40 | H19 | 200 | 221 | 321 |

(2) 感染症・伝染病対策の確立

現状と課題

- 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ[※]は弱毒性でしたが、強毒性の新型インフルエンザの発生は依然として危惧されています。また、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）や結核などが依然として発生しているほか、エイズの感染者・患者が県内でも増加しています。さらに国際的な人やモノの動きの活発化にともない、マラリアなど輸入感染症[※]の発生も懸念されています。一方で、大規模災害発生時における避難所での集団感染対策なども喫緊の課題であり、感染症に対する迅速かつ適切な対応が求められています。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が世界的な流行を見せていることから、飼養衛生管理基準[※]の遵守や初動防疫体制の整備により、家畜伝染病のまん延防止が求められています。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど強毒性の家畜伝染病発生により、発生農家・従業員は健康不安や経済的損失に伴う精神的なストレスを感じるとともに、緊急を要する家畜の殺処分や畜舎などの消毒は、深夜・早朝に及ぶなど過酷な作業となっています。
- 家庭や学校、ペットショップ、動物園などで飼育されている動物の感染防止対策が求められています。

これからの基本方向

- 感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析とともに、県民や医療機関への速やかな情報提供と予防接種の推進や適切な医療の確保に努めます。
- 家畜伝染病の発生予防を徹底するとともに、まん延を防止し、畜産物の安定供給を図ります。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生後は、農家家族や従業員の精神的ケアも含めた健康面での支援に努めるとともに、殺処分などを行う防疫作業従事者が安全に作業できるよう適切な感染防止対策と健康管理対策を徹底します。
- 感染防止、感染拡大防止のため、家庭や学校などで飼育されている動物の飼養衛生管理の徹底及び異常時の早期発見・通報体制の確立に取り組みます。

主な取り組み

1 感染症対策（健康危機管理）の推進

- 鳥インフルエンザなどに由来する強毒性の新型インフルエンザ対策の推進
- 大規模災害時の感染対策を適切に実施するための災害時対応マニュアルの整備
- 結核や腸管出血性大腸菌感染症、エイズなどの感染症に対する取り組みの強化
- 院内感染対策の徹底や感染症指定医療機関[※]などの施設整備の推進
- 市町村と連携した予防接種促進事業の推進

2 家畜伝染病対策の強化

- 家畜伝染病の病原体侵入防止意識の高い畜産農家の育成
- 飼養衛生管理基準の遵守や異常畜発生時の早期通報の徹底と初動防疫実施体制の整備
- 家畜伝染病発生農家の家族や従業員の健康調査体制及び健康不安に対する支援体制の確立
- 防疫作業従事者の作業前及び作業後の健康調査を適切に行うためのシミュレーションの実施

3 生活環境対策

- 家庭や学校、ペットショップ、動物園などにおける感染防止対策など適切な情報提供及び通報体制の確立
- 感染動物の早期発見のため、と畜場及び食鳥肉処理施設などにおける検査体制の強化
- 風評被害など発生防止のため、発生時における県民相談窓口などでの的確な対応



新型インフルエンザの発生に備えた訓練



口蹄疫発生時の車両の消毒作業

目標指標

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年 | H22年度 | | H27年度 |
|-------------------|----|------|-----|-------|---------|-------|
| | | | | 目標値 | 実績値(見込) | 目標値 |
| 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄率 | % | 45.0 | H21 | 45 | 45.0 | 45 |